

荒川区町会連合会会議次第

1 会長あいさつ

2 区民生活部長あいさつ

3 議題

(1)関係団体からの依頼事項

- ①第47回荒川区青少年表彰における被表彰者推薦の依頼について
(荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会)……………2～10ページ
- ②令和8年度 荒川区共同募金運動の実施について
- ③共同募金運動功労者への感謝状贈呈に係わる贈呈候補者の推薦について
(荒川区共同募金協力会事務局)……………11～18ページ

(2)区からの依頼事項

- ④令和8年秋の荒川区交通安全運動実施結果報告書の提出について
(生活安全課)……………19～21ページ
- ⑤冬季ねずみ地域ぐるみ一斉駆除事業の実施について
(生活衛生課)……………22～27ページ
- ⑥止水板設置助成事業のご案内について
(土木管理課)……………28～29ページ
- ⑦荒川区学校施設建替え計画素案等のパブリック・コメントの実施について
(教育施設課)……………30～44ページ
- ⑧荒川区基本構想(素案)のパブリック・コメント実施のご案内について
(地域つなぐ課)……………45～69ページ

(3)東京都からのお知らせ

- ⑨町会・自治会デジタル化推進助成の追加募集について
- ⑩賞味期限前の災害用備蓄食品の配布について
(地域つなぐ課)……………70～74ページ

(4)町会連合会運営事項

- ⑪スマホ初心者講座の実施について
(地域つなぐ課)……………75～77ページ

4 情報交換

町会長・自治会長 各位

荒川区青少年育成地区委員会
連絡協議会会長 藤澤 孝好

第 47 回 荒川区青少年表彰における
被表彰候補者の推薦について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日ごろから、荒川区青少年育成地区委員会の活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度も、他の模範となる 25 歳未満の青少年及び青少年団体を対象に「荒川区青少年表彰」を実施いたします。

つきましては、別添「荒川区青少年表彰要領」をご確認のうえ、下記のとおり、被表彰候補者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦書提出期限
令和 8 年 9 月 30 日（水）必着
- 2 推薦書提出先
所管する各地区委員会事務局（裏面のとおり）
※ 提出先は子ども・若者課ではございませんのでご注意ください。
- 3 推薦方法
別紙「推薦書 記載方法」をご参照のうえ、「荒川区青少年表彰被表彰候補者推薦書」をご提出ください。
※ 推薦書の様式を一昨年度から変更しております。
必ず最新の推薦書様式を使用してください。
※ データをご希望の際は裏面の問い合わせ先までご連絡ください。
- 4 主催
荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会、荒川区
- 5 表彰式日時・会場
令和 8 年 12 月 6 日（日）午後 2 時～（予定）
サンパール荒川 小ホール
※ 出席者には別途ご案内いたします。
- 6 その他
・ 推薦がない場合は、ご連絡いただく必要はございません。
・ 本件につきましては、ご推薦いただいた方が必ずしも表彰されるとは限りません。表彰決定までの取り扱いについては、十分にご配慮くださいますよう、重ねてお願いいたします。

【担当】

子ども家庭部子ども・若者課若者支援係
電話：03（3802）3814

【問合せ先（事務局）】

○子ども家庭部子ども・若者課若者支援係

住所：荒川区荒川 2-2-3
電話：03（3802）3814

【推薦書提出先（各地区委員会事務局）】

○南千住地区（荒川区青少年育成南千住地区委員会）

南千住区民事務所
住所：荒川区南千住 7-1-1（ブルンズタワー（アクレスティ）2 階）
電話：03（3803）1793

○荒川地区（荒川区青少年育成荒川地区委員会）

地域つなぐ課庶務係
住所：荒川区荒川 2-2-3（荒川区役所 3 階）
電話：03（3802）3111 内線 2519

○町屋地区（荒川区青少年育成町屋地区委員会）

町屋区民事務所
住所：荒川区町屋 7-50-9（センターまちや 4 階）
電話：03（3892）2323

○尾久地区（荒川区青少年育成尾久地区委員会）

尾久区民事務所
住所：荒川区西尾久 3-7-15（尾久区民事務所 2 階）
電話：03（3894）6123

○日暮里地区（荒川区青少年育成日暮里地区委員会）

日暮里区民事務所（ふらっとにっぽり 1 階）
住所：荒川区東日暮里 6-17-6
電話：03（3801）2100

荒川区青少年表彰 被表彰候補者推薦書 記載方法

1 被表彰候補者もしくは被表彰候補団体の名前・住所等

表彰区分 (いずれかに丸印をつけてください)		青少年 (個人)		団体	
ふりがな 氏 名		別添の「荒川区青少年表彰要領」に基づき、被表彰候補者を推薦してください。			
年齢の計算については、 令和 8 年 9 月 30 日現在とします。 個人対象：25 歳未満		代表者氏名 (団体の場		・被表彰候補者及び被表彰団体名については、略称ではなく、正式名を記入してください。 ・旧字体についても正しく記入してください。 ・ <u>ふりがな</u> も忘れずに記入してください。	
年 齢 (個人 または 団体の連絡 先)		被表彰候補者 (団体) と連絡が取れる 正確な連絡先を記入してください。			
(個人の場合) 学校名・学年 または 勤務先		(団体の場合) 団体の人員構成		25 歳未満 25 歳以上	
電話番号：		団体対象：構成員 が半数以上青少年 である団体			

2 対象行為の内容 ※

活動または行為の区分 (いずれかひとつに丸印をつけてください)	1 公共への貢献 2 災害防止 3 環境美化 4 社会福祉 5 隣人愛 6 人命救助等 7 その他()
活動または行為の時期・回数	昭和・平成・令和 年 月 日 個人対象: 3年以上継続 団体対象: 5年以上継続
	昭和・平成・令和 年 月 日 継続中
	年・月・週 回 (1回あたり およそ 時間)
活動または行為の場所・地域	
具体的な行為 あるいは 活動内容	※ <u>動機・目的・対象等詳細に記入してください</u>
	- 活動・行為の時期については、開始年から終了年まで正確に記入してください。 - 活動または行為の区分が、人命救助等の場合についての期間は、原則として令和7年10月1日から令和8年9月30日までとします。
	- 活動内容については、具体的に、内容が分かるように記入してください。 - 被表彰候補者の活動内容が他団体に関連している場合は、所属団体の推薦の意向をご確認ください。 - 被表彰候補者が未成年の場合は、必ず保護者の方の承諾を得てください。
	行為を受けた人もしくは団体の住所・氏名もしくは名称・電話番号等(わかる範囲で可)

3 その他の特筆事項等

前述以外の 特筆事項	※既に青少年表彰を受けたことがある者は、新たな事績に限り表彰できます。 ※青少年団体表彰のみ満5年を経過したときに同一事績について再表彰できます。			
過去に受けた 表彰	年 月 日	表彰者	名 称	功績の内容
	昭和・平成・令和 年 月 日			
	昭和・平成・令和 年 月 日			
	昭和・平成・令和 年 月 日			

4 推薦者

住 所		電話番号	
機関／団体		役 職	
氏 名	別添「荒川区青少年表彰要領」の2ページ目、“7 推薦者” に記載されている者に限り推薦可能です。		
推薦者の所見	推薦者の所見を必ず詳しく記入してください。		

5 問い合わせ先

住 所		電話番号	
団体名あるい は役職名等	推薦者以外に推薦書の内容を確認できる担当者がある場合、 氏名や住所、電話番号を必ず記入してください。		
氏 名			

推薦書の提出について

- ・令和8年9月30日（水）必着でお願いします。
- ・所管する各地区委員会事務局（区民事務所）へ提出してください。
- ・推薦書は、以下のとおり提出してください。
 - (1) 活動拠点と被表彰候補者の住所が異なる場合：
活動拠点の住所を所管する区民事務所に提出してください。
 - (2) (1)以外の場合：被表彰候補者の住所を所管する区民事務所に提出してください。

※推薦書裏面に
荒川区青少年表彰
要領5・6を
記載しております。

荒川区青少年表彰 被表彰候補者推薦書

1 被表彰候補者もしくは被表彰候補団体の名前・住所等

表彰区分 (いづれかに丸印をつけてください)		青少年（個人）		・	団体	
ふりがな 氏 名 または 団体名	※（団体の場合）代表者氏名					
年 齢 (個人の場合)	歳	生年月日 (団体の場合は設立年月日)	昭和・平成	年	月	日
住 所 (個人 または 団体の連絡先)	電話番号：					
(個人の場合) 学校名・学年 または 勤務先	電話番号：		(団体の場合) 団体の人員構成 ※ 半数以上である こと要領 6(3)	25 歳未満 ※	人	
				25 歳以上	人	

2 対象行為の内容 ※ 要領第5条及び第6条をご参照の上、ご記入ください。

活動 または 行為の区分 (いずれかひとつに丸印をつけてください)	1 公共への貢献 2 災害防止 3 環境美化 4 社会福祉 5 隣人愛 6 人命救助等 7 その他()
活動または行為 の時期・回数	昭和・平成・令和 年 月 日 から
	昭和・平成・令和 年 月 日 まで。 あるいは 現在継続中
	(活動年数) 年 カ月 (基準日までの年月。一月未満の端数は切り捨てること。要領 6 (5))
	年 ・ 月 ・ 週 回 (1 回あたり およそ 時間)
活動 または 行為 の場所・地域	
表彰に資する 具体的な行為 あるいは 活動内容	<u>※動機・目的・対象等詳細に記入してください。</u> <u>表彰決定時には受彰者の紹介欄に利用します。</u>
	行為を受けた人もしくは団体の住所・氏名もしくは名称・電話番号等（わかる範囲で可）

3 その他の特筆事項等

前述以外の 特筆事項				
過去に受けた 表彰	年 月 日	表彰者	名 称	功績の内容
	昭和・平成・令和 年 月 日			
	昭和・平成・令和 年 月 日			
	昭和・平成・令和 年 月 日			

4 推薦者

住 所		電話番号	
機関／団体		役 職	
氏 名			
推薦者の所見			

5 問い合わせ先

住 所		電話番号	
団体名あるいは役職名等			
氏 名			

荒川区青少年表彰要領（抜粋）

5 対象となる行為

- (1) 公共への貢献 地域、公共団体などのために尽くした行為
- (2) 災害防止 交通事故防止、水難防止、防犯防火活動等の災害防止に尽くした行為
- (3) 環境美化 清掃美化、その他環境衛生に尽くした行為
- (4) 社会福祉 慰問激励、各種の奉仕、その他社会福祉に尽くした行為
- (5) 隣人愛 隣人や友人等に対する援助、徳行などの行為
- (6) 人命救助等 人命の救助、救急の看護、火災の消火等で特に顕著な行為
- (7) その他 上記にあてはまらない行為で本表彰にふさわしい行為

6 推薦基準

被表彰者の推薦基準は次のとおりとする。

(1) 青少年表彰（個人）・青少年団体表彰共通基準

行為の内容、努力の程度、効果などについて、特に次のことを重視する。

- ア 自主的意志により、積極的に行った者
- イ 計画的、継続的に行った者
- ウ 地区において評価が高い者
- エ 行動の利益が広く及ぶ者

(2) 青少年表彰（個人）

- ア 団体に所属する青少年が、永年その団体の中心となって団員の指導や地域全体への貢献または奉仕が著しいと認められる場合は、個人表彰の対象とする。
- イ 5に定める対象行為のうち、(1)～(5)については、継続して3年以上行っている者

(3) 青少年団体表彰

- ア 対象となる行為を継続して5年以上活動している団体
- イ 青少年団体の構成員が半数以上青少年である団体

(4) 再表彰

既に表彰を受けている者は、新たな事績に限り表彰するものとする。

ただし、同一事績についての再表彰は青少年団体表彰のみとし、満5年を経過したときに表彰できるものとする。

(5) 推薦基準日

- ア 被表彰者の推薦基準日は毎年9月末日とする。なお、月数を計算する場合には、一月未満の端数があつたときには、これを切り捨てる。
- イ 5に定める対象行為のうち、(6)～(7)については、アに掲げた推薦基準日より、過去1年以内に行った行為を対象とする。

荒川区青少年表彰要領

1 主旨

この表彰は、青少年及び青少年団体で、その行動が他の模範となると認められるものを表彰し、その行いを褒め讃え、さらに一層の精進を期待するとともに、その実績を区民に周知することにより、青少年の健全育成に対する関心と意識の高揚を図ることを目的とする。

2 主催

荒川区

荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という）

3 表彰方法

区長と連絡協議会会長連名の表彰状に、記念品を添えて表彰する。

4 対象者

- (1) 区内に居住、通勤若しくは通学する25歳未満の青少年
- (2) 区内に本拠地を有する青少年団体

5 対象となる行為

- (1) 公共への貢献 地域、公共団体などのために尽くした行為
- (2) 災害防止 交通事故防止、水難防止、防犯防火活動等の災害防止に尽くした行為
- (3) 環境美化 清掃美化、その他環境衛生に尽くした行為
- (4) 社会福祉 慰問激励、各種の奉仕、その他社会福祉に尽くした行為
- (5) 隣人愛 隣人や友人等に対する援助、徳行などの行為
- (6) 人命救助等 人命の救助、救急の看護、火災の消火等で特に顕著な行為
- (7) その他 上記にあてはまらない行為で本表彰にふさわしい行為

6 推薦基準

被表彰者の推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 青少年表彰（個人）・青少年団体表彰共通基準

行為の内容、努力の程度、効果などについて、特に次のことを重視する。

- ア 自主的意志により、積極的に行った者
- イ 計画的、継続的に行った者
- ウ 地区において評価が高い者
- エ 行動の利益が広く及ぶ者

- (2) 青少年表彰（個人）

ア 団体に所属する青少年が、永年その団体の中心となって団員の指導や地域全体への貢献または奉仕が著しいと認められる場合は、個人表彰の対象とする。

イ 5に定める対象行為のうち、(1)～(5)については、継続して3年以上行っている者

- (3) 青少年団体表彰

ア 対象となる行為を継続して5年以上活動している団体

イ 青少年団体の構成員が半数以上青少年である団体

- (4) 再表彰

既に表彰を受けている者は、新たな事績に限り表彰するものとする。

ただし、同一事績についての再表彰は青少年団体表彰のみとし、満5年を経過したときに表彰できるものとする。

(5) 推薦基準日

ア 被表彰者の推薦基準日は毎年9月末日とする。なお、月数を計算する場合に、一月未満の端数があったときには、これを切り捨てる。

イ 5に定める対象行為のうち、(6)～(7)については、アに掲げた推薦基準日より、過去1年以内に行った行為を対象とする。

7 推薦者

青少年育成地区委員会連絡協議会会長に推薦できる者は、次の者とする。

青少年育成地区委員会委員、町会・自治会長、小中高等学校長、PTA会長、保護司、母の会会長、民生児童委員、主任児童委員、防犯協会長、交通安全協会長、交通少年団長、防火防災協会長、消防団長、消防少年団長、商店街連合会会長、警察署長、消防署長、青少年委員、スポーツ推進委員、その他青少年育成関係機関・団体の長

8 推薦手続

推薦者は、別紙被表彰候補者推薦書に必要事項を記載し、被表彰候補者の住所を所管する地区委員会会長に提出する。ただし、被表彰候補者の活動拠点が被表彰候補者の住所と異なる場合は、活動拠点の住所を所管する地区委員会会長に提出するものとする。

各地区委員会会長は、推薦書の記載内容を確認のうえ、青少年育成地区委員会連絡協議会事務局に提出する。ただし、被表彰候補者数は各地区個人表彰と団体表彰合わせて3件以内とする（5に定める対象行為のうち、(6) (7) については、被表彰候補者数はこの限りではない。）。

9 被表彰者の決定

青少年育成地区委員会連絡協議会会長は、選考委員会に諮り、その審査結果に基づき被表彰者を決定する。

10 表彰選考委員会

表彰選考委員会は、次に掲げる7名の選考委員をもって組織する。

- (1) 各地区委員会会長 5名
- (2) 荒川区職員 2名

11 表彰

毎年1回表彰し、被表彰者の氏名を区報に掲載するなど区民に広く周知する。

昭和55年 荒川区善行青少年表彰要領制定

改正 平成 6年 8月26日

改正 平成11年 3月 1日

改正 平成17年 9月14日

改正 平成20年10月21日

改正 平成21年10月21日

改正 平成23年 5月26日

改正 平成24年 5月24日

改正 平成25年10月22日

改正 平成26年 2月13日

改正 平成27年 2月12日

8 荒 共 募 第 1 4 号
令 和 8 年 9 月 7 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

荒川区共同募金協力会
会長 中村 恵吾

令和8年度 荒川区共同募金運動について

初秋の候、皆さまには御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、共同募金につきまして、毎年格段の御尽力を賜りありがとうございます。
昨年度もおかげさまをもちまして、多くのご協力をいただきました。これもひとえに
町会長様をはじめ、町会の皆さま方のあたたかい御支援の賜であると存じ、厚くお礼
申し上げる次第でございます。

募金の地域配分につきましては、東京都共同募金会より相当額の配分があり、区内の
社会福祉施設の整備にあてることにより、地域福祉の増進に大いに寄与するところと
なりました。

本年度も下記のとおり募金活動を実施する運びとなりました。つきましては、昨年同
様、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 実 施 方 法 | 別紙「令和8年度荒川区共同募金運動実施要領」のとおり |
| 2 募金運動期間 | 令和8年10月1日から10月31日まで |
| 3 昨年度の募金状況 | 別添「令和7年度赤い羽根共同募金報告書」のとおり |

荒川区共同募金協力会事務局

(荒川区福祉部福祉推進課地域福祉係内)

☎ 3 8 0 2 - 3 1 1 1 内線 2 6 1 6

令和８年度 荒川区共同募金運動実施要領

1 趣 旨

「国民総たすけあい、赤い羽根共同募金運動」を通して、区民の社会福祉に対する関心を高め、民間社会福祉事業の向上と社会連帯・相互扶助精神の高揚をめざします。

2 募金目標額

6, 4 5 0, 0 0 0 円

3 募金運動期間

1 0 月 1 日～1 0 月 3 1 日

4 各地区町会連合会会議での説明

募金運動開始前に、本運動の趣旨及び実施方法等について各地区町会連合会会議で説明し、募金への協力を依頼します。

5 募金用品等について

募金封筒、寄付者記録帳、領収書等の募金用品は、各地区町会連合会会議後に町会長様宅又は指定場所にお届けします。

6 募金の方法について

(1) 募金封筒によるもの

募金のため各戸を訪問する場合は、募金封筒に寄付金額及び寄付者の住所・氏名を記入いただき、添付されている領収書をお渡しください。

(2) 寄付者記録帳によるもの

寄付者記録帳を使用する場合は、寄付者の住所・氏名・金額を記入していただき、領収書をお渡しください。

7 募金の納入について

募金の納入は、区民課荒川地域事務係、各区分事務所又は事務局までお持ちください。

8 小地域福祉活動費について

募金納入後に、各町会募金額の10%以内の申請額が東京都共同募金会から荒川区共同募金協力会に交付されます。これを地域の防災や福祉活動を推進する事業費として各町会に配分します。

荒川区共同募金協力会事務局

荒川区役所 福祉部 福祉推進課 地域福祉係内

・ 3 8 0 2 - 3 1 1 1 内線 2 6 1 6

赤い羽根 令和7年度 共同募金 報告書

令和7年10月1日から、1か月間にわたり実施いたしました第79回赤い羽根共同募金運動では、町会長、町会役員の皆様方をはじめ区民の皆様の御好意と絶大なる御協力をいただき、多大な成果を収めることができました。

心から御礼申し上げます。

さて、今回の募金額は目標額を超える 7,037,655円でした。この募金は東京都共同募金会に全額納付いたしました。

東京都共同募金会は、募金の趣旨に沿って、福祉施設や団体に施設整備費及び事業経費として配分いたしました。

以上のとおり、募金実績を御報告申し上げますとともに、今後ともこの運動につきまして格別な御支援と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年8月

荒川区共同募金協力会
荒川区社会事業後援会
会長 中村 恵 吾

荒川区共同募金協力会
荒川区社会事業後援会
事務局 荒川区福祉部福祉推進課地域福祉係
電話 3802-3953



令和7年度の荒川区共同募金の実績等について

荒川区募金額 7,756,168 円 (法人募金・直納募金は除く)		
荒川区共同募金協力会 7,037,655 円	街頭募金 718,513 円	
荒川区地区募金 6,821,655 円	[学校]	東京都立荒川工科高等学校 60,158 円
		国際共立学園 国際理容美容専門学校 10,000 円
令和7年度 町会単位の募金等	[ボーイ・ガール ス外]	BS荒川第2団 61,070 円
		BS荒川第6団 40,119 円
(内 荒川区役所・荒川区社会福祉協議会 職域募金 345,384 円)	[宗教団体]	天理教東京教区 荒川支部 84,000 円
	[社会福祉施設 設団体]	上官会 231,731 円
荒川区民生委員・ 児童委員協議会 216,000 円		上智社会事業団 166,853 円
		ドン・ボスコ保育園 36,127 円
		興善会 17,700 円
		子供の家愛育保育園 10,755 円
		仁風会館 仁風保育園
東京都共同募金会		
荒川区への配分額総計 10,030,801 円		
荒川区施設 (地域配分)	荒川区社会事業後援会	荒川区共同募金協力会
4,780,000 円 ※(別表一イ)	4,290,918 円 ※(別表一ロ)	959,883 円 ※(別表一ハ)
保育所、更生保護法人、障害者施設、社会福祉関係団体、福祉作業所等 令和6年度地区募金額の65% 7,367,114 円×0.65 (万円未満切捨) 21 団体 (令和8年6月配分済)	1. 事務費 2. 荒川区施設[全都配分(整備費)]他 雑草の会、縁と粋	1. 事務費 2. 町会福祉活動費 令和7年度各町会募金額の10%(100 円未満切捨) 116 町会 (令和7 年12月配分済)

※(別表一イ・ロ・ハ)はP4参照

令和7年度 地区募金概要

1 荒川区地区募金

(1) 目標額	6,450,000円
(2) 収納金総額	6,821,655円
(3) 達成率	105.7%

2 荒川区の地区別募金状況

地区 \ 募金実績	令和7年度	[参考] 令和6年度
南千住	999,568円	995,600円
荒川	1,020,633円	1,043,136円
町屋	440,000円	440,000円
尾久	2,719,268円	3,146,007円
日暮里	1,287,021円	1,375,000円
職域募金（区役所及び 荒川区社会福祉協議会）	345,384円	350,746円
※ その他	9,781円	16,625円
合 計	6,821,655円	7,367,114円

※ 個人、募金箱等による募金（令和7年度はダルクホーム等から9,781円の寄付金があった。）

3 東京都地区募金

(1) 目標額	420,000,000円
(2) 収納金総額	255,408,548円
(3) 達成率	60.8%

別表 東京都共同募金配分施設(団体)等一覧

	事業種別	施設名	配分金額
イ	1 団体	“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会	250,000
	2 団体	荒川区身障児父母の会	130,000
	3 団体	荒川区手をつなぐ親の会	250,000
	4 共同生活援助(グループホーム)	ふるさとホーム荒川第5	140,000
	5 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	ワン・ステップ	250,000
	6 保育所	至誠会第二保育園	250,000
	7 保育所	タムスわんぱく保育園荒川	110,000
	8 保育所	タムスわんぱく保育園東日暮里	90,000
	9 就労継続支援(B型)	荒川ひまわり	250,000
	10 就労継続支援(B型)	荒川ひまわり第2	130,000
	11 共同生活援助(グループホーム)	ホームトラム	40,000
	12 就労継続支援(B型)	小台橋あさがお	250,000
	13 就労継続支援(B型)	町屋あさがお	250,000
	14 団体	荒川区聴覚障害者協会	250,000
	15 団体	荒川区視力障害者福祉協会	110,000
	16 団体	荒川やさしい街づくりの会	250,000
	17 薬物依存者等リハビリ施設	ダルクホーム	220,000
	18 就労継続支援(A型)	カフェフレンド	110,000
	19 団体	荒川めぐみ会	20,000
	20 団体	あらかわ ひと・くらし 伝承の会	70,000
	21 社会福祉協議会	(福)荒川区社会福祉協議会	1,360,000
	計	21施設及び団体	4,780,000
ロ	1 団体(障害者支援等)	雑草の会	4,000,000
	2 団体(高齢者支援等)	縁と粹	290,918
	3 荒川区社会事業後援会	東京都共同募金会からの事務費	0
	計	2施設及び団体、事務費	4,290,918
ハ	1 荒川区共同募金協力会	各町会への福祉活動費	644,800
	2 荒川区共同募金協力会	東京都共同募金会からの事務費	315,083
	計		959,883
総計			10,030,801

～共同募金はこのように
活用されています～
使用団体からの「ありがとうメッセージ」

点字印刷・製版「雑草の会」(西尾久地区)

「かねてより念願の最新式の製版機を導入することができました。心より御礼申し上げます。製版スピード・正確性が格段に向上し、そのため超短納期で必要とされた選挙公報などにも迅速に対応できて、視覚障害者の方々に無事情報提供することができました。

今後、今よりも更に多くの点字出版に取り組み、少しでも多くの方の手元に素早く、正確な情報を届けることを目標に決意を新たに頑張っております。

ご寄付いただきありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。」

令和7年度に全都配分(整備費)
で購入した点字製版機



8 荒共募第 14-2 号
令和 8 年 9 月 7 日
(公 印 省 略)

各町会長・自治会長 様

荒川区共同募金協力会
会 長 中 村 恵 吾

共同募金運動功労者への感謝状贈呈に係わる贈呈候補者の推薦について（依頼）

初秋の候、皆さまにはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、荒川区の共同募金運動につきまして、格段の御尽力を賜りありがとうございます。

平成 14 年度より共同募金の功労者に対し、東京都共同募金会会長より感謝状を贈呈しております。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、下記により感謝状贈呈候補者の推薦をよろしくお願いいたします。

記

- 1 推 薦 対 象 者 永年（従事年数 5 年以上）にわたり共同募金運動に従事し、功績の顕著な個人
- 2 推 薦 人 数 特にございません。
- 3 推 薦 方 法 推薦者について、別紙の感謝状候補者推薦調書に記載のうえ、募金とともにご提出ください。
- 4 推 薦 締 切 日 令和 8 年 10 月末日を目安としていますが、募金の納入が遅れる場合は、先に感謝状の贈呈候補者の推薦をお願いいたします。
- 5 提 出 先 区民課荒川地域事務担当、各区民事務所、又は事務局に持参いただけるようお願いいたします。
- 6 感謝状贈呈日 令和 8 年 12 月の各地区町会連合会でのお渡しを予定しています。

荒川区共同募金協力会事務局
(荒川区福祉部福祉推進課地域福祉係内)
☎ 3 8 0 2 - 3 1 1 1 内線 2 6 1 6

町会名 ()

令和8年10月1日

共同募金功労者顕彰規程による表彰・感謝状候補者推薦調書

ふりがな 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳 カ月)
住 所	〒116- 東京都荒川区 TEL
連絡先	〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区共同募金協力会 TEL 03-3802-3111 (内線2616)
現在関係 している 公私の職名	※該当する場合のみ記入願います。
功 績 概 要 (従事功労)	従事年数 年 カ月 (年 月 日～ 年 月 日)
表 彰 履 歴	※共同募金に関わらず、該当する場合は記入願います。
参 考 事 項	

※令和8年10月1日現在で記入願います。

※推薦書の個人情報につきましては、東京都共同募金会において適正に管理し候補者の審査以外には使用いたしません。また、許可無く第三者に提供いたしません。

8 荒危生第433号
令和8年9月7日
(公 印 省 略)

荒川区交通安全運動主催機関 各位

荒川区交通安全対策協議会事務局
危機管理部生活安全課長

令和8年秋の荒川区交通安全運動実施結果報告書の提出について（依頼）

早春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、令和8年秋の交通安全運動が9月21日（月）から同月30日（水）までの10日間実施されます。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ですが、運動の結果を、別紙「令和8年秋の荒川区交通安全運動実施結果報告書」にご記入の上、ご提出をお願いいたします。

記

- 1 報 告 書 別紙のとおり
- 2 提出期限 令和8年10月7日（水）
- 3 提出方法 区役所分庁舎2階、区民事務所までお持ちいただくか、
下記の提出先にFAXまたは電子メールまたは専用フォームにてご提出ください。
- 4 提 出 先 区役所分庁舎2階
生活安全課交通安全係担当：草間・人見
電 話3802-3111 内 線489

FAX 03-3891-8892

電子メールまたは専用フォームでの提出：裏面参照

実施結果報告書を電子データでご提出希望の場合

交通安全運動実施結果報告書の提出方法について、電子メールでも提出出来るようにして欲しいとの要望が複数寄せられているため、FAX または郵送以外で、下記の方法でも受け付けられるようにいたしました。電子メールまたは専用フォームでの提出を希望される方は、下記の要領でご提出をお願いいたします。

記

1 電子メールで提出する場合

- ① 提出方法 荒川区ホームページ（下記アドレス参照）の専用ページから実施結果報告書（ワード文書）をダウンロードし、必要事項を入力して保存したデータを、提出先メールアドレス（専用ページにもリンクが貼られています）宛に送信してください。
なお、件名は必ず「**令和8年荒川区秋の全国交通安全運動実施結果報告書**」としてくださいますようお願いいたします。
- ② 専用ページアドレス（荒川区ホームページ）
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a014/koutu-houkoku.html>
※荒川区ホームページのトップページの「探す」から、「自転車・コミュニティバス・交通」「交通安全」「令和8年度秋の荒川区交通安全運動実施結果報告書（関係団体用）」からでも見る事ができます。
- ③ 提出先メールアドレス（上記専用ページ内にもリンクが貼られています）
koutsutaisaku@city.arakawa.lg.jp

2 専用フォームに直接入力して提出する場合

① パソコンから

…電子メールで提出する場合の専用ページ（荒川区ホームページ）にリンクがございますので、そこから専用フォームに直接入力してください。

② スマートフォンから



…左の二次元コードをお手持ちのスマートフォン等で読み取り、専用フォームに直接入力してください。

令和8年秋の荒川区交通安全運動実施結果報告書

(令和8年9月21日(月)～9月30日(水))

主 催 機 関 名			
連 絡 先 (電 話)		担 当 者	

1 運動を推進するに当たり、開催した会議等

開催日	会 議 名	会議の概要・議題	出席者数(出席団体)

2 運動期間中に実施した行事・事業

実施日	行事・事業名	主 な 内 容 等	参加者数

3 今回の運動に関する反省・意見・次回以降への要望等

--

※お手数をおかけして誠に恐縮ですが、この実施結果報告書は、10月7日(水)までに区民事務所までお持ちいただくか、下記宛FAX若しくは電子メール又は専用フォームにてご提出をお願いします

電子メールまたは専用フォームでご提出の場合は、こちらをご覧ください



スマートフォン等から直接専用フォームでご提出の場合は、こちらから



FAX番号：03-3891-8892

電子メール：koutsutaisaku@city.arakawa.lg.jp

各町会長・自治会長・衛生担当部長様

荒川区保健所生活衛生課

冬季ねずみ地域ぐるみ一斉駆除事業の実施について

平素より荒川区の保健衛生行政についてご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
今年度も冬季ねずみ駆除事業の一環として、地域ぐるみ一斉駆除を実施します。

ねずみでお困りの世帯への殺そ剤等の配付について、町会・自治会の皆様のご協力をお願いいたします。

1 事業の概要

- (1) 実施期間 令和8年12月1日(火)～12月31日(木)
- (2) 実施方法 ねずみでお困りの世帯へ殺そ剤(ねずみ駆除剤)を配付し、
地域ぐるみで一斉駆除を行う

2 各町会への依頼内容

- (1) ねずみでお困りの世帯数調査と保健所への連絡
別途各町会に送付する回覧板用紙を活用し、殺そ剤の必要数(1世帯数あたり1袋)を調査していただくようお願いします。
- (2) 殺そ剤が必要な世帯数及び配達先の保健所への申し込み
殺そ剤の必要数を保健所までお申し込みお願いいたします。
 - ① 申込方法: LoGo フォーム(電子申請)、メール、窓口、FAX
LoGo フォームの場合は、下記 URL 又は右二次元コード
メール、窓口、FAX の場合は、「冬季ねずみ駆除事業申込書」
 - ② 申込期限: 令和8年10月2日(金)
- (3) 殺そ剤等の配達
各町会・自治会の指定場所に殺そ剤等を委託業者が配達しますので、受け取りをお願いいたします。
 - ① 配達期間: 令和8年11月9日(月)～20日(金)
 - ② 配達物: 殺そ剤【申し込みいただいた袋数】
「殺そ剤の使い方と注意事項」(両面書面)【殺そ剤と同数】
「12月は荒川区ねずみ駆除強化月間」(ポスター)【掲示板枚数】
- (4) 町会員・自治会員(各世帯)への配付
事業開始日(令和8年12月1日(火))を目途に、殺そ剤と「殺そ剤の使い方と注意事項」(両面書面)を一組にして、ねずみでお困りの世帯への配付をお願いいたします。
- (5) ポスターの掲示
配送したポスターを町会・自治会の掲示板に掲示いただきますようお願いします。
ポスター掲示期間: 令和8年12月1日(火)～12月31日(木)



LoGo フォーム
二次元コード

【お問い合わせ先】 荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係

電話 03-3802-4236

LoGo フォーム URL <https://logoform.jp/form/bUir/1740252>

メールアドレス kankyo-eisei@city.arakawa.lg.jp

FAX 03-3806-2976

冬季ねずみ駆除事業申込書

町会・自治会名	No. 町会
殺そ剤希望数	昨年度の配付個数は 個 です。 今年度の希望数を記載して下さい。 個
殺そ剤の配達先	氏 名
	役 職 会長・副会長・衛生部長・他()
	住 所 荒川区
	電 話 (自宅) (携帯)
配達希望	
(曜日) ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 希望なし (時間) ☐ 9:00~12:00 ☐ 13:00~17:00 ☐ 希望なし (その他の希望)	

申込書は、地区連町で
町会名と昨年度の申込数
が入力されたものを
町会毎にお渡しします。

【 注意事項 】

※令和8年10月2日(金)までに下記提出先まで提出してください。

※お申込みいただいた殺そ剤は以下の期間に業者が配送します。

殺そ剤配送期間: 令和8年11月9日(月)~11月20日(金)

※配達先は、平日の9:00~17:00に受け取りができる住所を記載して下さい。配達を希望する曜日、時間帯について、☐に✓をお願いいたします。希望通りに配送できない場合もありますので、ご了承ください。

【提出先】

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係

電話: 03-3802-4236

FAX: 03-3806-2976

メールアドレス: kankyo-eisei@city.arakawa.lg.jp

回 覧 板（ご覧になられた方はサインか押印をお願いします）

一斉ねずみ駆除のお知らせ

区では、ねずみ用薬剤（殺そ剤）を使用して、地域ぐるみでのねずみ駆除を推進しています。
地域で一斉に使用することにより駆除の効果を上げることができます。

そこで自宅にねずみが入り込んでお困りの方（世帯）に、町会（自治会）の協力を得て、
殺そ剤を配付しますので、下欄の枠内に氏名を記入してお申し込みください。

実施期間： 令和8年12月1日(火)から12月31日(木)までの期間です。

使用薬剤： リン化亜鉛を主成分とする薬剤（1世帯につき1袋の配付となります）

1袋に2つ薬剤が入っています。1つで1～2匹を駆除できます。

そのため1袋で2～4匹に対し効果があるとされています。

配付時期： 11月30日(月)までに町会・自治会から各世帯へ配付されます。

回覧期限： ____ 月 ____ 日()までに班長さんへ回覧板を戻してください。

班長さんは、集計担当者の方へお渡しください。

回覧後、殺そ剤が必要になった場合は各自班長さんへお知らせください。

薬剤配付希望者の記入欄

町会名(自治会名)：		班長名：	
氏 名	氏 名	氏 名	

殺そ剤の使い方と注意事項(町会事業)

【使用期間】 令和8年12月1日(火)～12月31日(木)

【配付薬剤】 リン化亜鉛を含有する殺そ剤
ねずみが好むビスケット生地のかけらになっています。

【使用方法】

この殺そ剤に酸性の物(お酢やマヨネーズ等)を混ぜないでください。毒の成分が分解され、効き目が無くなってしまいます。

- 1袋に和紙で包装された殺そ剤が2つ入っています。
- 1つで1～2匹を駆除する効果があります。
- 和紙包装袋のまま、原則として屋内で使用します。
ねずみが食べると和紙が破れ、中身がこぼれるので、食べたかどうかを確認できます。
- どうしても食べない場合は和紙包装紙の中身を砕いた後、ふかしたお芋等と混ぜてお団子にし、風味付けをするなどねずみが食べたくなるよう工夫して使用します。

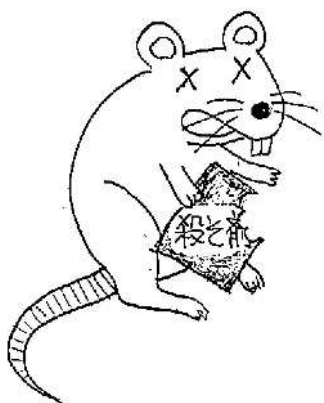
【使用上の注意】 ①子どもやペットなどが誤って口にしないよう、注意してください。屋外に放置してはいけません。

②殺そ剤の中身が皮膚についたときは、石けんと水でよく洗い流してください。

③殺そ剤の食いつきが悪くなるので、汚れた手で取り扱わないでください。

④設置場所によっては長期間放置すると害虫等の発生原因になるので、適宜様子を見て回収してください。

⑤殺そ剤の使用により発生した問題は全て使用者に責任が発生します。ご注意ください。



【ねずみの処分】 死んだねずみや巣と思われる場所に殺虫剤をスプレーしイエダニを駆除した後、新聞紙に包み、燃えるゴミとして、各ご家庭で収集日に出してください。

※ 防除の基本は、ねずみの住みにくい環境をつくることです。
具体的な対策は裏面をご覧ください。

※ 保健所では、ねずみの捕獲器具(捕獲力ゴ式・パチンコ式)を無料で貸し出しています。必要な方はご相談ください。



【問合せ・ご相談先】

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係
電話 3802-4236

ねずみ防除大作戦！

1 イサをなくそう

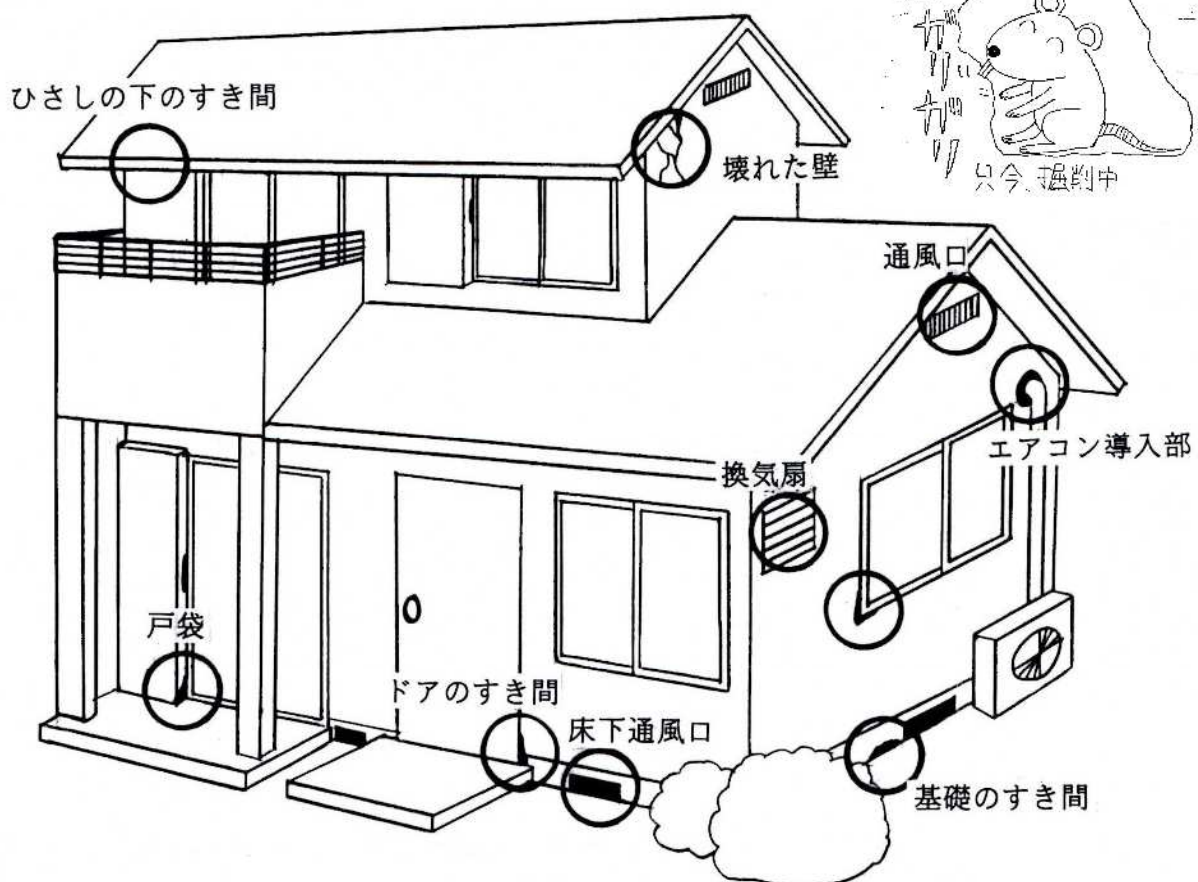
- 食べ物は冷蔵庫や金属・ガラス容器、戸棚などにしまってください。
- 生ごみや花、石けん、ペットフードなどもねずみの餌になるのできちんと片付けましょう。

2 巣を作らせない

- 巣の材料となる紙やビニール、布などがかじられたり、無くなったりしていないか、気を付けましょう。
- ねずみの隠れ家となる押し入れや家具の裏などはこまめに点検しましょう。

3 侵入口をふさごう

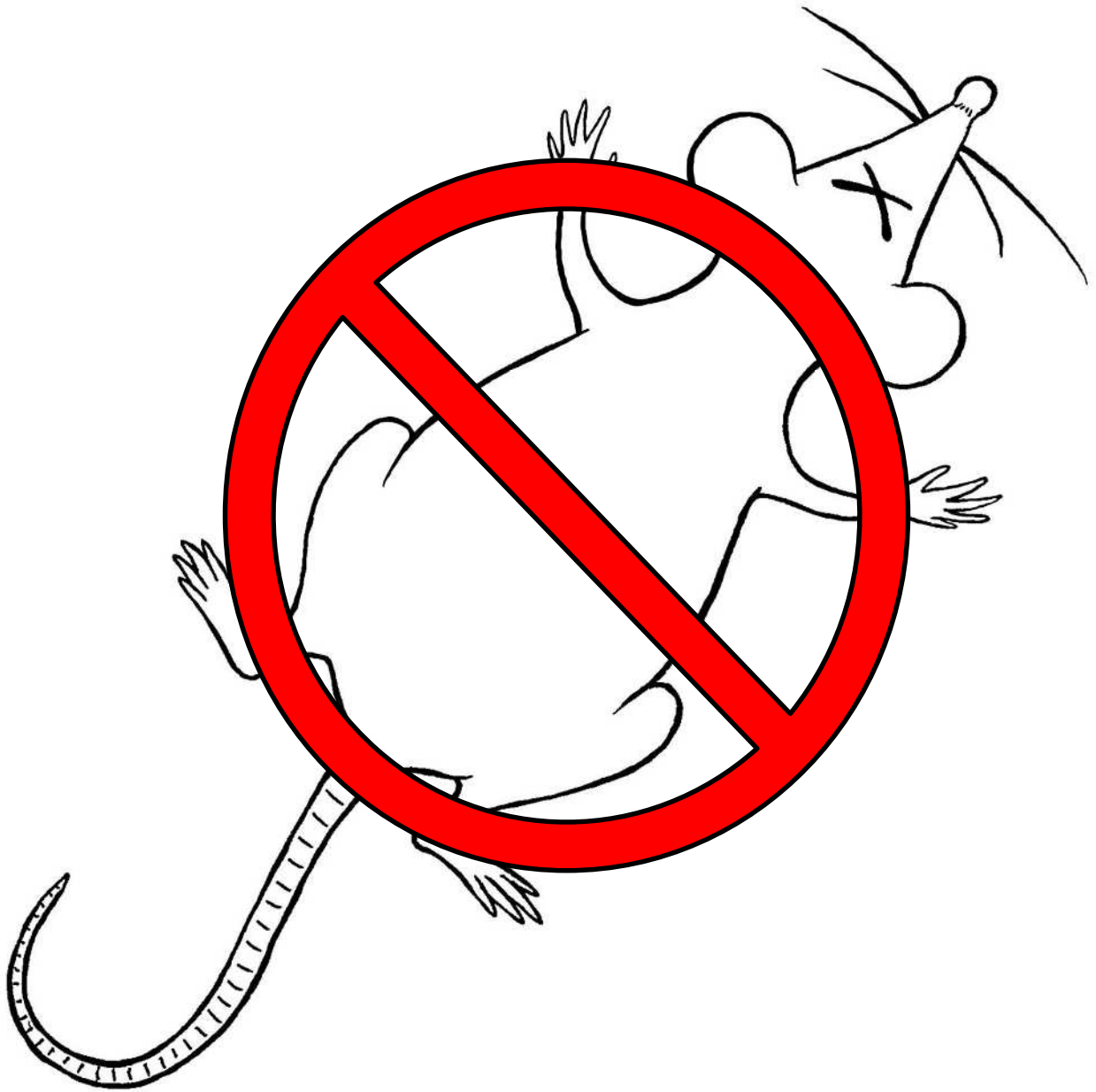
- 種類にもよりますが、ねずみは 1.2 cm（指1本分程度）の隙間があると、出入りできます。
- 下の図を参考に、侵入口を金網、金属板、金属タワシなどでふさぎます。木や段ボールなどでは、かじって開けられてしまいます。



※ネコやねずみの忌避剤としてクレゾールを使うことは薬品の目的外使用に、また、悪臭や化学やけどの原因にもなり、危険です。クレゾールは決して使わないでください。

12月は荒川区ねずみ駆除強化月間

みんなで一斉駆除に取り組みましょう



- ◎ 環境的防除(通路の遮断・食品の管理など)が重要です
- ◎ 駆除薬剤は冬季のみ使用してください

殺そ剤をご希望の方は町会・自治会役員へ申し出てください。

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係
☎(3802)3111 内線 426

8 荒防土第 2 6 1 8 号
令和 8 年 9 月 7 日
(公 印 省 略)

町会長・自治会長 各 位

荒川区防災都市づくり部
土木管理課長 大 木 浩

止水板設置助成事業のご案内について

秋暑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当区の道路事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当区は、令和 7 年度から、道路冠水の際に建物内への雨水の進入を防ぐための「止水板」の設置について、助成を行っております。

区民の皆さまに広くご活用いただくため、この事業についてチラシの回覧をしていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 依頼事項

止水板設置助成事業のチラシの回覧

問合せ 荒川区防災都市づくり部土木管理課
管理係 澤田、中山
電話 03-3802-4296

水害に備えましょう

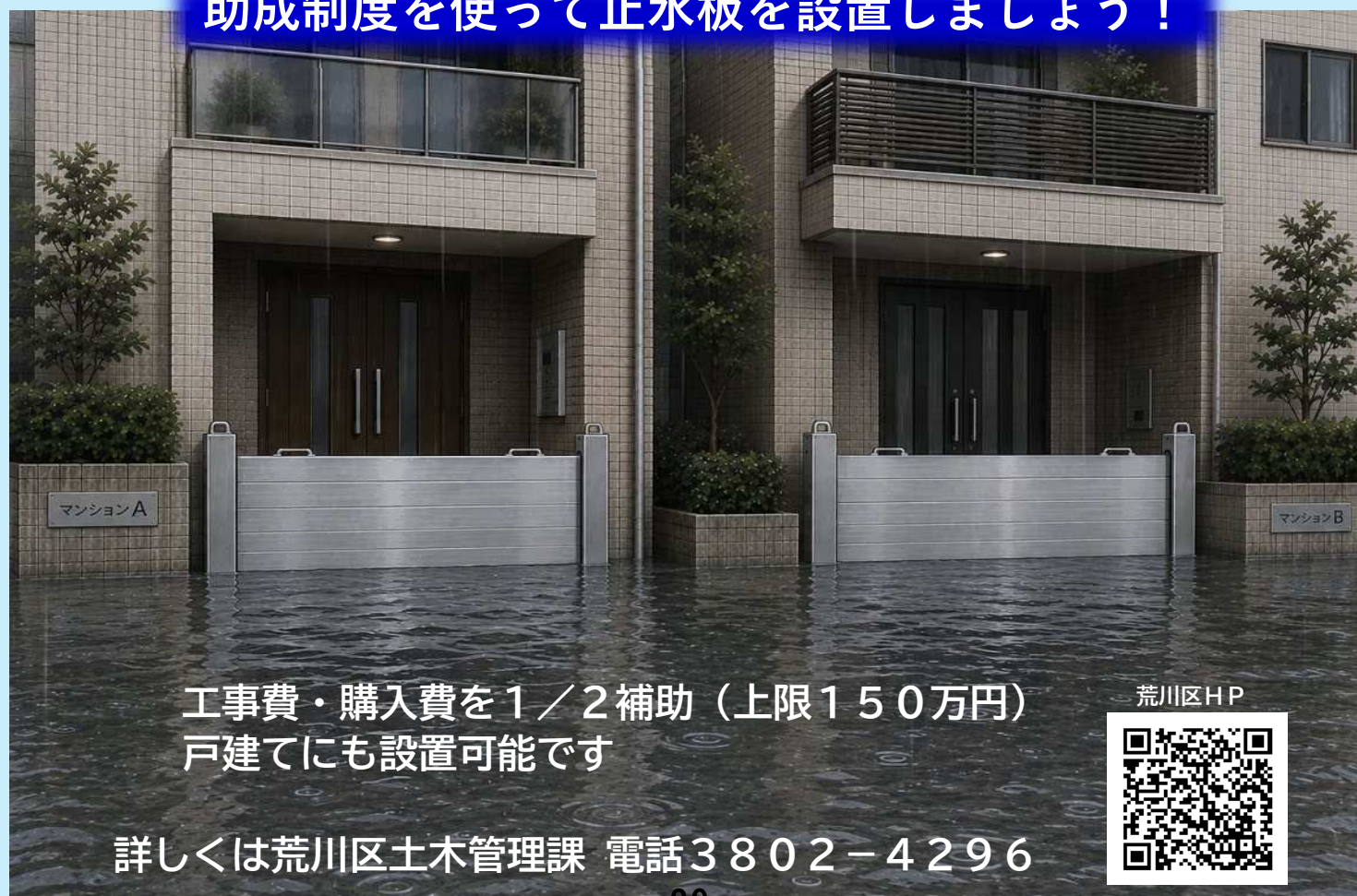
道路のステップや植木鉢を片付けましょう！



ステップや植木鉢は
雨水の流れをさまたげて
水害の原因になってしまいます

正しい例

助成制度を使って止水板を設置しましょう！



工事費・購入費を1／2補助（上限150万円）
戸建てにも設置可能です

荒川区HP



詳しくは荒川区土木管理課 電話3802-4296

荒川区学校施設建替え計画 素案 【概要版】

荒川区教育委員会

学校施設の計画的な建替えの必要性

背景・目的

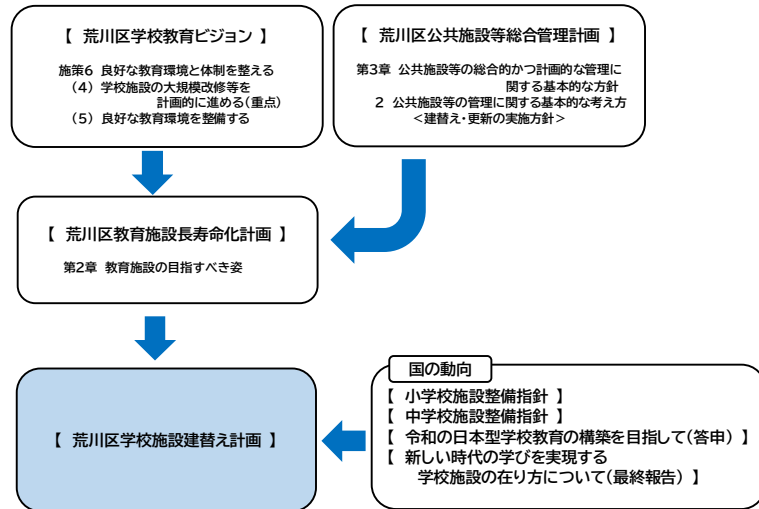
- 区内の学校は、半数以上が築50年以上経過し老朽化
- 教室不足への対応や、地域による学級数の偏り
- バリアフリー化や避難所機能の強化、
I C T化にも対応した学習・執務空間の整備が必要

計画期間

令和8年度から概ね30年程度
※概ね5年ごとに見直し、必要に応じて修正・改定を行う

本計画の位置付け

現行の上位計画をはじめ、関係する各分野の計画等と整合を図りつつ、耐用年数までに学校施設を計画的に行っていくための具体的な整備方針やロードマップを策定
※上位計画に改定・変更があった場合には、整合を図るよう本計画の見直しや改定を検討



学校施設の現状

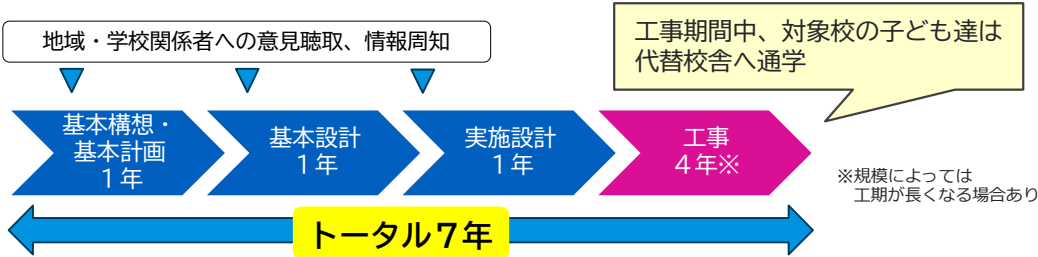
- ・ 現在区内には、小学校24校、中学校10校、幼稚園・こども園6園 ※令和8年度末で、町屋幼稚園及び汐入こども園は閉園予定
- ・ 令和20年から令和31年までは毎年築80年を迎える施設があり、同一年に3～4校が固まっている年もある状況
- ・ 学級数は平成14年頃から増加傾向にあり、転用・増築等で普通教室を確保



建替え方針の検討

基本的な考え方

- 建替えの順序は原則、築年数順で実施するが、下記の理由で入替え
理由：教室不足解消、小中一貫教育、特別支援教育の充実、複合化などを考慮
- 1校あたり、**構想・計画1年、基本・実施設計2年、工事4年**の**計7年**を標準に建替えを実施
- 1校目は、**第六日暮里小**とし、**令和13年度**から工事に着手
- 工事期間中は別の場所に確保した代替校舎を使用を想定



想定工期の検証

区内の学校は敷地が狭く、工事中の安全確保や、学習環境の確保が困難。また工期が長期化しやすい。

想定工期
の検証

ケース	工事ステップイメージ	想定工期
校庭に新校舎建設 (段階的に整備) ※居ながら工事	Step1: 1期工事 Step2: 既存校舎解体 Step3: 2期工事 	[78ヶ月～] × 工期が長い。 工事中の教育環境が制限される。 敷地が狭いため 不可能な学校が多い。
校庭に仮設校舎 建設 ※居ながら工事	Step1: 仮設校舎建設 Step2: 既存校舎解体・ 新校舎建設 Step3: 仮設校舎解体 	[70ヶ月～] × 工期・費用がかかる。 工事中の教育環境が制限される。 敷地が狭いため 不可能な学校が多い。
代替校舎を活用	Step1: 代替校舎引越 Step2: 既存校舎解体・ 新校舎建設 Step3: 新校舎引越 	[41ヶ月～] ○ 工期・費用・工事期間中の 教育環境の制限が少ない。 ただし、代替校舎、 通学方法の確保が必要。

※居ながら工事とは、児童生徒は既存校舎で教育活動を実施している状態で、敷地内に仮設校舎等を建設する工事

→ 建替え期間中に児童生徒が通える代替校舎を確保する必要性

代替校舎の想定

区内の学校は敷地が狭く、児童生徒が既存校舎を使いながら（居ながら）、敷地内の空いている部分に仮設校舎等を建設しての建替えが難しいため、別の場所に建替え期間中児童生徒が通える代替校舎を、各地区概ね1か所の代替校舎を設置する。

- 生涯学習センター
- 汐入東小学校
- 第五中学校敷地内
- 荒川遊園B地区



今後の学校施設の具体的な対応方針

配置状況の整理

適正配置基準



規模が増加するエリア

規模が減少するエリア

※令和27年度の学級数（令和8年度の将来推計より）

許容範囲を大幅に下回る小規模校は、学校の統合等を検討

学校	学級数	通学距離
小学校	12～18学級 (19～24学級)	1km以内
中学校	12～18学級 (9～11学級)	2km以内
小中一貫校・義務教育学校	18～27学級 (28～36学級)	小学校、中学校の基準に倣う

※学級数の（ ）は許容範囲

適正配置による見直し

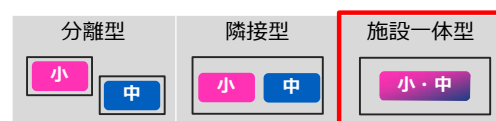
対象校	状況	統合等について
汐入東小	減少傾向	- 汐入小との統合 - 閉校時期は 令和15年度末
第六瑞光小 [特別支援学級設置校]	小規模継続 (特別支援学級除く)	- 令和20年度末 まで教育活動を 継続 - 既存校舎の解体後は、新たに多様な学びができるような場等 について検討
第三峡田小	小規模継続	隣接校と離れていることや隣接校に余裕がないことなどから、現時点では統合の検討から除外
第三中	減少傾向	
第九中	小規模継続	

小中一貫教育

～小中一貫教育の種類～

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校
組織	1人の校長	小中それぞれに校長
教員免許	原則小中学校両方の免許が必要	所属する学校の免許が必要
学校名	例：〇〇学園	既存校名小/中

▶左記のいずれも施設の一体・分離を問わず設置可能



計画案では施設一体の小中一貫型小中学校の整備を検討

～参考：他自治体の小中一貫教育事例を元にしたイメージ～



共用エリアの創出



小5と中2の学び合い



小中の相互乗入れ授業
左：小学校教員 右：中学校教員

※画像はイメージです

小中一貫教育

- 建替えに合わせて、小中一貫教育の更なる推進
- 既に連携教育を実施している瑞光地区を除いた3地区に施設一体型小中一貫校を整備

地区	一貫校	課題等
日暮里地区	第六日暮里小 新設の中学校	・第六日暮里小敷地に一貫校建設
峡田地区	第七峡田小 第五中	・第七峡田小敷地に一貫校建設 ・第五中跡地は代替校舎を建設
尾久地区	赤土小 第九中	・赤土小敷地に一貫校建設 ・第九中跡地は第二校庭として利用を想定

※地区は小学校の4つの地区（瑞光、峡田、尾久、日暮里）で表す

特別支援教育等の充実

建替えにあわせて特別支援教育等の更なる充実を図る

項目	検討案
日暮里地域の中学校知的固定特別支援学級の設置	第六日暮里小用地の小中一貫校に設置
自閉症・情緒障害固定特別支援学級の設置	小学校、中学校各1か所に設置

特別支援教育等の充実

ハード面

建替えに合わせたハード面の充実

- 肢体不自由のある児童生徒の負担軽減等の観点から特別支援学級及び学級職員室を原則 1 階に配置
- 障がいの有無に関わらず日常的な交流や共同学習が促進される教室の配置
- 気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペース
- 多様な学習の場となり教室に入りづらい児童生徒の居場所となる登校サポートルーム



クールダウンスペース

多様な学び

学びの多様化に資する施設の検討

- 既存の支援体制の継続や見直しとともに、「**学びの多様化学校**」の必要性についても検討
- **様々な年齢や国籍の児童生徒**が学べる場等を検討
(例)：不登校児童生徒が通える子どもの居場所、夜間学級等



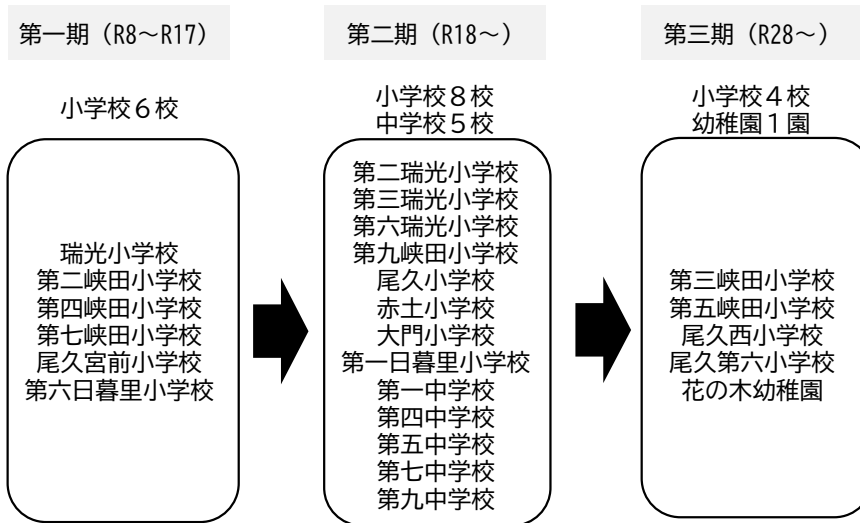
他の公共施設等との複合化

建替えにあわせて他の公共施設等との複合化を図ることを検討

想定施設等	検討案
学童クラブ・放課後子ども教室 (にこにこすくーる)	建替え実施校の全小学校
更新等に課題のある公共施設	建替え実施校の近隣にある老朽化した公共施設のほか、整備が必要な公共施設がある場合に、複合化が可能な検討する

建替えロードマップ案

順番の入替後、建替え対象時期を概ね10年ごとの三期に分ける



ロードマップ案

＜第一期＞

←第一期→ ←第二期→

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25
代替校舎	生涯学習センター（既存）	→	→	→	○第六日暮里小学校 代替校舎使用開始					○第二峡田小学校 代替校舎使用開始							
	第五中学校敷地内（新設）	→	→	→	○第七峡田小学校 代替校舎使用開始					○第四峡田小学校 代替校舎使用開始							
	荒川遊園B地区（新設）			→	→	○尾久宮前小学校 代替校舎使用開始											
	汐入東小学校（既存）						R15年度末 閉校予定	→	○瑞光小学校 代替校舎使用開始								
第一期対象校	第六日暮里小学校	→	→	→	→	生涯学習センター代替校舎				○小中一貫校供用開始 （諏訪台中学区の一部）							
	第七峡田小学校		→	→	→	第五中代替校舎				○小中一貫校供用開始 （第五中）							
	尾久宮前小学校			→	→	遊園B地区代替校舎				○新校舎供用開始							
	瑞光小学校				→	→	→	汐入東小代替校舎		○新校舎供用開始							
	第二峡田小学校					→	→	→	生涯学習センター 代替校舎		○新校舎供用開始						
	第四峡田小学校							→	→	第五中代替校舎		○新校舎供用開始					

構想・設計

代替校舎改修
・建設（解体含む）

建替え
（解体含む）

新しい学校施設について

少人数指導について

学習空間

新時代の「あらかわの学び」を支える柔軟な学習空間の創出

- 少人数指導やグループ学習へ柔軟に対応できる教室
- 多様な学習形態を可能とするスペース



- 児童・生徒一人ひとりへ「きめ細やかな指導」
- 誰もが落ち着いて主体的に学べる未来志向の学習環境を整備



教育体制

ハードとソフトの両面で実現する質の高い教育体制を構築

- 施設機能を最大限活用し学校規模に応じた適切な教職員配置を維持・充実
- 習熟度別少人数指導を担う教員を配置し、学級担任と連携



- 児童・生徒の可能性を最大限に引き出す指導体制の充実



建替えを進めるための課題の整理

代替校舎使用上の課題への対応

通学の方法

徒歩

代替校舎が歩ける範囲にある場合
[荒川区適正配置基準]
・小学校 1 km以内
・中学校 2 km以内

スクールバス

距離がある場合には、スクールバスの運行など、他自治体の事例も参考にしながら、区内の道路状況を踏まえて安全に通学できる方法を具体的に検討

子どもたちへの対応

相談体制

建て替え期間中の児童生徒の心理的負担を軽減するため、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図る

興味・関心

校舎の建て替えという特別な経験を前向きに捉えられるよう、工事見学などを通して、子どもたちの興味・関心を引き出す機会を検討

学校施設の利用

施設活用の方針

学校施設は地域の方にも様々な用途で利用されているため、建て替え期間中の利用については、各施設ごとに対応を検討

避難所

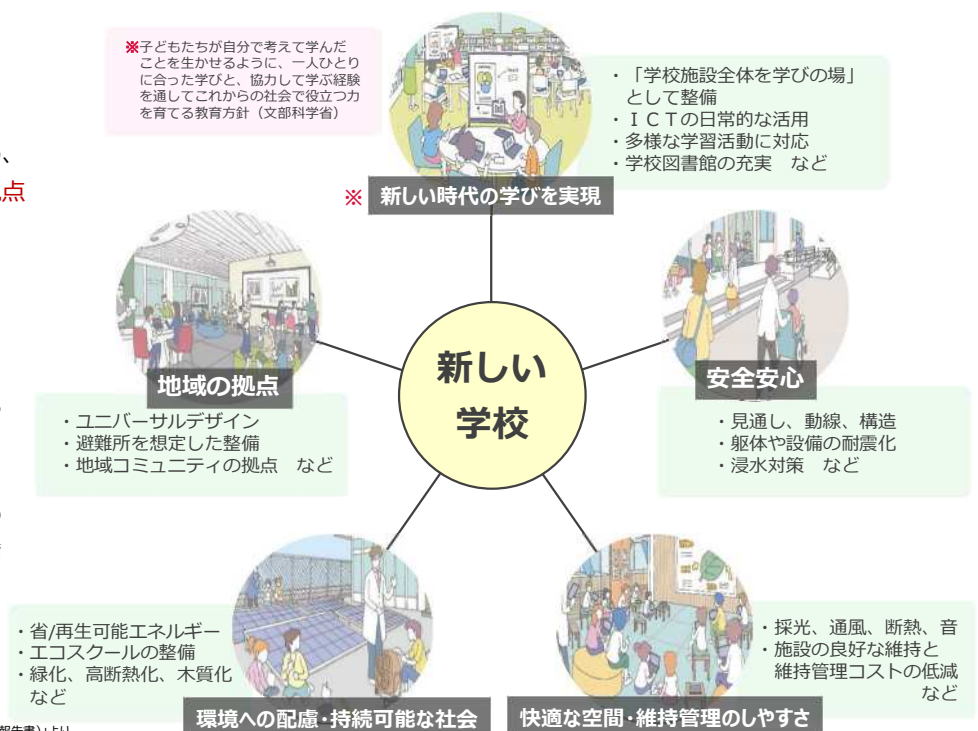
建て替え対象校の近隣で、代替となる場所について関係部署と連携して検討
避難所が変更となる場合は、十分な周知期間を設け、混乱が生じないよう対応

荒川区学校施設 整備水準（案） 【概要版】

荒川区教育委員会

基本的な考え方

- 新しい時代の学びを実現するため、今後の学校施設整備の**基本的な視点**として右記**5点**を定める
- 本整備水準で示す施設整備を原則としたうえで、各学校の伝統や個性、地域性等を考慮し学校ごとに**特色ある活動**や**多様な教育活動**を推進
- より**効果的・効率的な施設整備**の手法として、官民連携による整備手法等を検討



イラスト：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告書）」より

施設構成と考え方

- 必要となる諸室をエリアごとに分け、役割を明確化

※本整備水準は「特別教室型」を基本として定める
※（小）：小学校のみ （中）：中学校のみ

児童生徒-学習エリア	職員-管理エリア	運動エリア
普通教室 / 少人数教室（習熟度別学習室） 特別支援学級 / 特別支援教室 クールダウンスペース / 登校サポートルーム 理科室 / 音楽室 / 図工室（小） / 美術室（中） 技術室（中） / 家庭科室（小） 被服室・調理室（中） / 学校図書館	職員室 / 校長室 / 事務室 主事室 / 印刷室 / 会議室 保健室 / 給食室 / 配膳室 給湯室 / 職員更衣室 職員・来客用昇降口 職員・来客用トイレ 放送室 / 教育相談室 進路資料室（中） PTA室 教材室・倉庫 スクール安全ステーション（小） 廊下・階段 / エレベーター	校庭 体育館 プール（拠点校のみ） 武道場（中）
児童生徒-生活エリア		地域コミュニティエリア
多目的室・ランチルーム / 児童会室・生徒会室 児童生徒用更衣室 / 昇降口 児童生徒用トイレ / 手洗い場		多目的室・ランチルーム ミニ備蓄倉庫 学童クラブ・にこにこすくー る（小）

学校施設の複合化等

児童生徒の学習と生活に支障のない範囲において、地域コミュニティの拠点となるよう検討

- 例
- ✓ 学童クラブ等との複合化
 - ✓ 多様な世代と交流できる場として検討

参考：新しい学校のイメージ



イラスト：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告書）」より



写真：尾久八幡中（学校図書館及び廊下）

荒川区小中学校における プール施設と水泳授業等のあり方（案） 【概要版】

荒川区教育委員会

背景

- 区立小中学校の水泳授業は、各校の屋外プールで実施
- 猛暑・雷・豪雨等で中止が増加し、**計画的な実施が難しい**
- プールの維持管理や監視などの **教職員負担も大きい**
- 屋外プールは維持費が高い一方、利用は夏季に限られる

課題



- 区内の34校すべてにプールが設置されているが、**半数以上が築50年以上**
- 多くが屋外または屋上式で、**天候や暑さの影響を受けやすい**
- 水泳授業は年間を通して十分な時間を確保しにくく、**実施率にもばらつきがある**
- 小学校では特に、**専門性のある指導や安全管理の確保が難しい**

今後の方向性

学校施設の建替えにあわせて、**各校の自校式プールを見直し、集約化を進める。**

具体的には、以下を検討する。

拠点校化	複数校で屋内プールを共同利用
区営・民間施設の活用	近隣施設を授業に活用
民間委託	プールの形式に関わらず水泳指導を委託 ※役割分担については、更なる検討を行う

【拠点校化の考え方】

- 建替え時には、原則として**屋内プールの整備**を検討
- **徒歩15分以内を基本に、3～4校程度**でのグルーピングを想定する。
- 中学校を拠点とする場合は、**同学区の小学校との連携**が基本
- 施設管理は、**委託化等**も視野に入れる。

拠点校候補校とグルーピング案



各町会長・自治会長 殿

教育施設計画担当課長 福木妙子

荒川区学校施設建替え計画素案等のパブリック・コメントの周知における
チラシの回覧について（依頼）

日頃より、荒川区の教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

荒川区では、老朽化した学校施設の建替え計画を検討しており、この度素案を取りまとめ、区民等の皆様から広く素案に対するご意見を募るため、パブリック・コメントを実施いたします。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するチラシの回覧をしていただきたく、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 依頼事項

学校施設建替え計画素案等のパブリック・コメント周知のチラシの回覧

問合せ 荒川区教育委員会事務局
教育施設課計画係
担当 高橋、砂川、中村
電話 03-3802-4852

学校施設建替え計画（素案）等 パブリック・コメント を実施しています！

荒川区教育委員会では、学校施設建替え計画等について、皆さまからのご意見を募集しています。
よりよい計画とするため、ぜひご意見をお寄せください。



募集期間

令和8年9月30日（水曜）まで **（必着）**

詳細はこちら！➡
（計画の内容、意見の提出方法など）



https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a047/tatekaekeikaku_publiccomment.html

お問い合わせ
荒川区教育委員会事務局教育施設課計画係
電話：03-3802-3111（内線3324）

荒川区基本構想（素案）のパブリック・コメント実施のご案内

日頃より、荒川区政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

現在区では、2040年の荒川区の未来創造ビジョンと、その実現に向けた目標を示す「荒川区基本構想」の策定を進めています。

荒川区基本構想の策定に当たっては、これまで、関係団体の皆さまのご意見をはじめ、多くの区民の皆様のご意見伺いながら進めて参りました。皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

いただいたご意見は、区内関係団体の代表者や学識経験者などで構成され、基本構想の策定に向けた検討を行う基本構想審議会における議論の土台となり、基本構想の検討を深める上で、大変貴重なものとなりました。

このたび、荒川区基本構想審議会からの答申を踏まえ、素案を作成しましたので、ぜひ内容をご覧いただき、ご意見をお寄せください。

記

1 募集期間

令和8年9月2日(水)～9月30日(水)

2 提出方法

区ホームページ電子申請フォーム(以下の二次元コードからご確認ください。)、メール、郵送、ファックス、政策企画課窓口へ持参

3 送付書類

荒川区基本構想（素案）

荒川区基本構想（素案）の概要



▲区ホームページ

電子申請フォームでの回答はこちら

4 その他

- ・素案の内容は以下の場所でも閲覧できます。
- ・以下の二次元コード（区ホームページ）
- ・区役所4階政策企画課窓口
- ・区役所地下1階情報提供コーナー

【担当】

政策企画部政策企画課 基本構想担当

メール：kousou@city.arakawa.lg.jp

電話：03-3802-3169（担当直通）

FAX：03-3802-3234

荒川区基本構想

素案

荒 川 区

1 はじめに

荒川区は、下町らしい人と人とのつながりやふれあいのある、住宅・商業・工業が混在したまちとして発展してきました。現在は、昭和の面影を残す人情味ある商店街やあらかわ遊園などの魅力ある地域資源が区民や往来する方々に愛されるとともに、駅前を中心とした近代的な街並みも形成されています。

荒川区では、平成19年3月に現行の基本構想を策定し、それから約20年が経過しました。この間、人口は約19万2千人から約22万6千人に増えました。一方で、現在、全国的に人口減少が進む中、荒川区の人口は増加傾向を維持しているものの、今後、高齢人口の比率が高まっていくことが予想されます。

現在、少子高齢化・人口減少を背景とする労働人口の不足、恒常化しつつある国際情勢等による物価高騰が地域社会に大きな影響を及ぼすとともに、ライフスタイルの多様化や地域コミュニティの変化が進み、地域ニーズは一層複雑化しています。また、高度成長期に建設されたインフラを含めた公共施設等の老朽化が進行しており、その建替えや修繕等の必要に迫られる一方で、建設資材や人件費の高騰により財政需要が拡大し、今後、健全な財政状況の維持に困難が生じていく可能性もあります。さらに、地球規模で生じている気候変動、激甚化する自然災害、デジタル技術の急速な進展など、区を取り巻く環境はかつてない速さで大きく変化しており、今後も、複雑で見通しの立ちにくい社会情勢が続いていくことが見込まれます。

こうした不確実性を増す社会経済情勢と様々な課題に適切に対応し、持続可能なまちであり続けるためには、荒川区で暮らし、働き、訪れるすべての「ひと」が主役となり、行動していくことが大切です。

そこで、荒川区に息づく地域の力を最大限に活かし、区民・企業・団体・区など地域に関係するあらゆる主体が連携・協働しながら2040年の荒川区の未来をつくっていくための指針として、新たな基本構想を策定します。

2 基本構想とは

荒川区基本構想は、2040年の荒川区の未来を、区民・企業・団体・区など地域に関係するあらゆる主体が連携・協働しながらつくっていくための方向性を示した、区政運営の最上位の指針です。

荒川区に関わるすべての人々の共通の指針としてこの基本構想を策定するとともに、ここに示すまちの姿を皆さんと共有しながら、未来の荒川区をともにつくっていくものです。

3 2040年の荒川区の未来創造ビジョン

ひとがいきる ともにつくる あらかわ

荒川区に関係するすべての「ひと」が、地域の主役として、それぞれの個性や強みを活かして生き生きと活動していくとともに、多様な「ひと」がつながり、共に未来の荒川区をつくっていくという思いを込め、2040年の荒川区の未来を創造するためのビジョンとして「ひとがいきる ともにつくる あらかわ」を掲げます。

4 基本理念

2040年の荒川区の未来をつくっていくために、区民・企業・団体・区など、地域に関係するあらゆる主体において大切にしていきたい基本理念として、以下の3つを掲げます。

●幸せを紡ぎ、幸せを感じる

すべての区民が望む生き方を選択でき、一人ひとりが描く幸せを追求し、実感することのできるまちを目指します。

●共に支え、共に育む

荒川区に受け継がれてきた人と人とのあたたかいつながりを活かし、区民・企業・団体・区など、地域に関係するあらゆる主体の連携・協働による、支えあいのまちの実現を目指します。

●未来につなぎ、未来をつくる

未来を生きる子どものためにも、明るい未来へ向けて、荒川区が持続可能かつ発展し続けるまちとなることを目指します。

5 4つの基本目標

2040年の荒川区の未来をつくっていくに当たっての4つの基本目標とその方向性を次のとおり示します。

将来にわたって「ひと」が育つまち

- 少子化が進行し、年少人口が減少する中で、持続可能な地域社会を実現していくためには、地域の未来を支える「ひと」の育成が重要です。
- 「ひと」の育成には、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利を尊重し、妊娠期から子育て期まで子どもと家庭を包括的に支える切れ目のない支援を行うとともに、個々の能力と可能性を最大限に引き出すため、学校教育の充実等の環境整備を推進していく必要があります。また、育った人材が地域社会やまちづくりに主体的に参画していくことができるよう、年齢にかかわらず学び続け、活躍できる環境を整えることも重要です。
- このような観点から取組を進めることにより、未来の荒川区で地域を支える「ひと」が育ち、持続可能なまちが実現されることを目指します。

みんなが支えあい、生きがいをもって過ごせるまち

- 今後、高齢化がさらに進行していくことが予想される中で、誰もが安心して、生きがいをもって暮らし続けられる地域社会を築いていくことが重要です。
- そのためには、きめ細やかな福祉サービスの提供や地域医療の充実を図るとともに、年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が孤立することなく、相互理解と尊重をもって、健康で自分らしく暮らしていくことができる環境を整備していく必要があります。
- このような観点から取組を進めることにより、人と人とのつながりの中で区民、企業、団体が支えあい、行政が支援する、誰もが生きがいをもって過ごせるまちを目指します。

人情・産業・文化が息づくにぎわいのまち

- 人手不足の深刻化や原材料費・エネルギーコストの高騰による事業者経営への影響、伝統技術や商店の後継者不足などの地域の産業に関する課題へ対応するとともに、荒川区に受け継がれてきた伝統・文化や地域コミュニティを未来へと継承していくことが重要です。
- そのためには、下町ならではの人情味あふれる地域コミュニティのさらなる活性化を図るとともに、町工場・商店街・繊維街・銭湯などの荒川区独自の地域資源を活用した産業・観光振興によるにぎわいと交流の創出、地域に根ざした伝統や文化の保全と継承など、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていく必要があります。
- このような観点から取組を進めることにより、「荒川区らしさ」があふれる、活気に満ちた魅力あるまちを目指します。

安全安心で快適に暮らせるまち

- 自然災害の激甚化・複合化、地球温暖化への対応、都市インフラや住宅の老朽化といった課題がある中、区民の生命と生活の安全、快適で持続可能な暮らしを確保していくことが重要です。
- そのためには、災害に強い都市基盤の整備と地域の安全・安心を確保するための包括的な防災・防犯対策を進めるとともに、誰もが安全・安心に移動できる空間や良好な住環境の整備、地球温暖化対策や資源循環等を進めていく必要があります。
- このような観点から取組を進めることにより、安全・安心で快適に暮らし続けられる、環境にやさしい持続可能なまちを目指します。

6 基本目標の実現に向けた政策の方向性

4つの基本目標の実現に向け、各基本目標に位置付けられる各政策分野について、目指す姿と政策の方向性を次のとおり示します。

将来にわたって「ひと」が育つまち

子育て－すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり－

（目指す姿）

地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに育ち、親や養育者が安心して子育てできる、「子育てしたいと思えるまち」が実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 親や養育者が子育てに喜びを感じられるよう、子育て世帯の就労支援や相談できる場づくり等、親や養育者の心に寄り添う取組を推進します。
- ✓ 子どもの権利を尊重し、地域一体となって、一人ひとりの子どもに必要なサポートや後押しを行います。
- ✓ 子どもが安心できる居場所づくり、子どもが様々な遊びや学びに興味・関心を持てるきっかけづくり等の環境整備を行います。

教育－未来を担う子どもを育む質の高い教育－

（目指す姿）

子どもの権利を守り、個性や多様性を認め、すべての子どもが主役となって学ぶことのできる環境が実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 多様な子どもが共に学ぶことができる環境の整備と、すべての子どもが教育につながるができる仕組みの充実に取り組みます。
- ✓ 子どもが主体的に知識を探索し、対話を通じて獲得した知識を組み合わせる行動する、豊かな学びが得られるカリキュラムを実現します。
- ✓ 親・養育者・区民等が学校運営へ参画・支援・協力するなど、学校を支える地域活動の推進により児童生徒の健全育成を図るとともに、教職員がやりがいをもって生き生きと働ける環境を整えます。

若者－若者が自分らしく安心して活動・生活できる環境づくり－

（目指す姿）

若者が自分らしく、安心して活動・生活していくことのできる環境が実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 様々な課題や困難を抱える若者に寄り添うため、切れ目のない相談・支援体制を拡充します。
- ✓ 若者の意見を施策へ反映し、若者の主体的なまちづくりへの関与を促進することで、地域への愛着や当事者意識を高め、地域と若者の関わりの好循環を生む体制を整えます。
- ✓ 若者が活動しやすく、様々な体験・経験ができる環境を整備することで、若者の活躍を後押しします。

生涯学習・スポーツ－学びと健康を支える生涯学習・スポーツの推進－

（目指す姿）

世代を問わず、誰もが学習やスポーツを通じて、学び続け、健康でいられる環境が実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 図書館をはじめとする多様な施設や場所で多様な学びやスポーツの体験ができる、相互作用が生まれるような場づくりを行うことにより、あらゆる世代の生涯学習・スポーツへの参加を促進します。
- ✓ 年齢にかかわらず、何度でも学び直しができ、新たな気づきや知識を得られるような環境づくりを行います。
- ✓ 地域活動等により人と関わる中で、学びやスポーツにつながっていくような環境づくりを行います。

みんなが支えあい、生きがいをもって過ごせるまち

健康－健康で安心して暮らせる環境づくり－

（目指す姿）

区民の健康を地域全体で支援する、区民が健康で安心して暮らせるまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 子どもから高齢者まで、区民が地域で交流し、支え合いながら健康を増進する仕組み・環境を整えることにより、健康寿命の延伸を図ります。
- ✓ 本人が意識せずとも体を動かし健康的な食を得られるなど、自然と健康になれるような環境づくりを進めます。
- ✓ 病気になった人等が地域で安心して医療にかかることができるよう、地域の医療関係機関や関係者が連携して地域医療を充実させていきます。

高齢－安心して暮らし続けられる支えあいの環境づくり－

（目指す姿）

高齢者と高齢者を支える人たちを地域全体で支援する、高齢者が安心して暮らし続けられる支えあいのまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 当事者の意思を尊重し、高齢者が地域の一員として自立して生活し、生きがいを持って暮らすことのできる環境を整備します。
- ✓ 介護予防を進めることにより高齢者が健康を維持して活動できる環境を整備するとともに、介護を受ける方が安心して生活できる環境を整備します。
- ✓ 高齢者と高齢者を介護する家族や高齢者を支える人たちを地域全体で支援する、地域共助の仕組みを整備します。

障がいー障がい者が安心して暮らすことができる環境づくりー
(目指す姿) 障がい者が安心して、生きがいを持って暮らすことができるまちが実現しています。 (政策の方向性) ✓ 親なき後の支援をはじめとする施策の充実、地域生活を支える機能やサービスの充実等を図ることにより、障がい者が安心して暮らすことができる環境を築いていきます。 ✓ 障がい者が、それぞれの得意分野や個性を活かして活動・活躍できる環境づくりを推進します。 ✓ 様々な機会を通じて障がい者への理解促進を図ることにより、誰もが尊重され、地域で共に暮らしていくことができる環境を築いていきます。

地域福祉ー支援が必要な人をつなぎ、支えあう地域づくりー
(目指す姿) 支援が必要な人が様々な地域資源や支援とつながり、地域全体で支えあうことのできるまちが実現しています。 (政策の方向性) ✓ 生活に困りごとがある区民への生活支援を行い、様々な地域資源や支援につなげることにより、自立支援を図ります。 ✓ 社会的に孤立している区民への支援を行うことにより、社会への参画を促します。 ✓ 民生委員をはじめとする地域の各主体との連携・協力により、地域全体で支援が必要な人を支えあう、福祉に関する基盤を充実させます。

人情・産業・文化が息づくにぎわいのまち

つながりー多様な人々が主体的に関わる地域コミュニティづくりー

（目指す姿）

区民が地域の一員として地域に主体的に関わり、互いに支えあい、認めあう、あたたかい「つながり」に満ちた地域コミュニティが息づくまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 町会・自治会をはじめとする地域に根差した様々な区民や団体等の活動を支援し、地域コミュニティの力をより高めていきます。
- ✓ 多様な人々が参加でき、区民が自然と集い、活動し、互いを支えあうことのできる、人と人との新たな「つながり」を生み出す地域コミュニティ形成を促進します。
- ✓ 持続可能な地域コミュニティを形成していくため、その担い手の育成を図っていきます。

産業ー活力ある区内産業の振興ー

（目指す姿）

社会の変化に柔軟に対応し、既存産業の強みを活かしつつ新たな産業が生まれ、地域経済が持続的に発展する「活力ある産業のまち」が実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 地域を支えてきたものづくり産業等の既存産業とスタートアップ支援等による新たな産業創出を促進するとともに、立地のポテンシャルの高さと既存産業の技術・魅力を活かした荒川区ならではの産業を積極的に推進します。
- ✓ 活力と魅力にあふれた、下町ならではの商店街・個店づくりを支援します。
- ✓ 地域全体で産業を支え、活性化するため、次世代への技術継承と人材育成の強化に取り組めます。

観光・交流－魅力と活気にあふれた地域づくり－

（目指す姿）

荒川区ならではの魅力が広く認知され、区内外から多くの人々が訪れ、交流を通じて新たな価値が生まれる、活気にあふれたまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 下町ならではの街並みや商店街をはじめ、荒川区固有の地域資源を最大限に活かし、ブランド価値を高めます。
- ✓ 荒川区を訪れる人を魅了する質の高い受け入れ体制を構築し、体験と消費を促す仕組みを構築するとともに、区民と観光客が互いに共存する持続可能な観光を推進します。
- ✓ 様々な交流を推進することにより荒川区に魅力を感じる人を増やし、関係人口を増やしていきます。

文化・芸術－豊かな心を育む文化・芸術の推進－

（目指す姿）

誰もが多様な文化や芸術、歴史、伝統に触れられる、心が潤い豊かな感情が生まれるまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 荒川区に根付いている伝統文化や芸術を大切に保存・維持するとともに、次世代へ継承していきます。
- ✓ 区民が多様な文化・芸術に触れ、豊かな感情や創造性を育むことのできる環境づくりを進めます。
- ✓ 多様な文化・芸術が交流し、荒川区を舞台に新たな魅力が創造されていく環境を整備します。

安全安心で快適に暮らせるまち

防災－自助・共助・公助が一体となった災害に強い地域づくり－

（目指す姿）

地域防災力の向上と基盤整備が進み、様々な人々の命と暮らしが守られる災害に強いまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 建物の耐震化や不燃化、発災時における避難や緊急車両の円滑な通行を可能とする道路の拡幅・無電柱化、公園等のオープンスペースの確保等により木造住宅密集地域の解消を進めるとともに、防災上の課題となる空き家問題を解決し、災害に強い市街地を形成します。
- ✓ 地震・風水害をはじめとする各種災害への区内滞在者を含めたハード・ソフト両面での対策の推進や適切な情報の発信等により、あらゆる人の安全を守る取組を進めます。
- ✓ 区民の防災意識の向上を図るとともに、多様な主体と横断的に連携することにより、地震や風水害時の避難体制の確立をはじめとする地域防災力の強化を推進します。

生活安全－犯罪や交通事故のない安全・安心な地域づくり－

（目指す姿）

犯罪や交通事故が少なく、誰もが安心して暮らせる安全・安心なまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 犯罪発生抑制と区民が犯罪に不安を感じない地域社会を形成するため、区民・警察・区等が連携した取組を進めることにより、地域全体の見守り機能を向上させます。
- ✓ 若者や高齢者など多様な人々の特性に応じた情報発信と相談体制を整備し、防犯に関する情報弱者を生まない地域づくりを推進します。
- ✓ 自転車や新しい移動手段における事故防止に向けた啓発を進めるとともに、歩行者と運転者が安全・安心に移動できる交通環境を整えます。

都市基盤－誰もが住みやすい都市環境の確保－

（目指す姿）

交通利便性が高く、防災性を兼ね備え、景観に調和した都市基盤が整った、安全で快適に暮らせるまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 道路や建築物の老朽化対策や長寿命化を確実に進めるとともに、防災機能が高く、まちの景観に調和した都市基盤を整備します。
- ✓ 公共交通ネットワークの充実や新しい移動手段・交通システムの活用などにより、子どもから高齢者まで誰もが移動しやすい都市環境を実現します。
- ✓ 再開発にあわせて区域内に適切な機能を設けることや、バリアフリー導線を強化することにより、誰もが楽しめるにぎわいのあるまちの形成に取り組みます。

住環境－安心して快適に住み続けられる住環境の整備－

（目指す姿）

様々な人々が安心して快適に住み続けられる、身近にみどりを感じられる住環境が実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 様々な人々が地域に住み続けられるよう、住宅確保の支援と地域コミュニティへの参加を促す仕組みの充実に取り組みます。
- ✓ 区民の高齢化とマンションの老朽化に対応するため、合意形成支援や改修・建替えの相談など、適切な支援を実施します。
- ✓ 子どもから高齢者まで多様な人々が集えるよう、公園やコミュニティ施設等の公共施設の適切な維持・整備を進めるとともに、様々な主体と協力しながらみどりの確保や自然保護などを進め、すべての人にとって居心地の良い住環境づくりに取り組みます。

環境・資源循環－環境にやさしいまちづくりの推進－

（目指す姿）

区民や事業者が地球温暖化対策や資源循環に主体的に取り組む、環境にやさしい、持続可能なまちが実現しています。

（政策の方向性）

- ✓ 区民・事業者・区の密接な連携のもと、ごみの削減や環境美化の推進など、区民一人ひとりが環境負荷の少ない暮らしを実践できるよう取り組みます。
- ✓ 資源循環型社会の実現に向け、サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進など、区民や事業者が一体となった資源循環への支援と啓発を進めます。
- ✓ 区民や事業者がカーボンニュートラルの意義を理解し、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー行動などの具体的な取組を進められるよう、支援と普及啓発を進めます。

7 分野横断的な取組

2040年の荒川区の未来をつくっていくに当たって必要となる分野横断的な取組について、次のとおり位置付けます。

持続可能な行財政運営の推進

- ✓ 複雑化・多様化する行政課題に対応するため、政策形成の際に、合理的根拠に基づく政策を立案するEBPM（Evidence-Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案）の考え方を導入します。
- ✓ 今後の人口動向や社会動向を見据えた中長期的な行財政運営戦略に基づき、選択と集中による効果的な資源配分を行います。
- ✓ 職員が働きがいを感じ、働き続けたいと思える職場環境を整備し、人材を確保します。
- ✓ 業務の高度化・効率化、地域課題の解決に向け、AIなどの先進技術を積極的に活用し、質と利便性の高い行政サービスの提供を行います。

区の魅力の向上とシビックプライドの形成

- ✓ 住む・働く・学ぶ・訪れる場所として荒川区が多くの方から選ばれるよう、地域資源を最大限に生かした戦略的なシティプロモーションの推進により、区の認知度やブランドイメージを向上させます。
- ✓ 荒川区での暮らしに愛着を持ち、荒川区への誇りを持てるよう、区民に対して区の魅力を積極的に発信していきます。

各政策・施策の実現を加速化させる協働・共創の推進

- ✓ 区の強みである地域コミュニティを活かし、区民や町会・自治会、企業・団体等と様々な場面において協働し、共に地域課題の解決に取り組んでいきます。
- ✓ 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という区民の主体的な活動を支えるため、多様な参画の場を創出します。
- ✓ 大学や企業、団体等の専門人材と積極的に連携し、様々な社会課題への対応体制を強化します。

人権・平和・多様性の尊重

- ✓ すべての人が差別を受けることなく、他者の人権を深く理解し、尊重しあう、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。
- ✓ 文化や立場の異なるすべての人が、多様な個性や違いのある他者の存在を認め、理解しあい、共生できる寛容なまちを目指します。
- ✓ 人権が守られる社会を実現するための基礎となる「平和」を願う心を次世代へとつないでいきます。

新たな荒川区基本構想(素案)をまとめました

2040年に向けた荒川区の未来創造ビジョン

ひとがいきる ともにつくる あらかわ

区に関わるすべての「ひと」が地域の主役として個性や強みを活かし、多様な「ひと」がつながり、共に未来をつくっていくという思いを込めた、2040年の荒川区の未来を描くビジョンです。

▼ 基本理念（2040年の未来に向けて大切にしたい考え方） ▼

幸せを紡ぎ、幸せを感じる
望む生き方を選択でき、一人ひとりが描く
幸せを実感できるまちへ

共に支え、共に育む
あたたかいつながりを活かし、あらゆる主体の
連携・協働による支えあいのまちへ

未来につなぎ、未来をつくる
未来を生きる子どものためにも、持続可能かつ
発展し続けるまちへ

パブリック・コメント 募集中

基本構想(素案)への
ご意見をお寄せください

募集期間：2026年9月2日(水)～9月30日(水)
応募方法：区ホームページの電子申請フォーム・メール／郵送・
ファクス／区役所4階政策企画課窓口へ持参
対象：区内在住・在勤・在学の方、区内で活動する団体など
お問い合わせ：荒川区 政策企画部 政策企画課 03-3802-3111



二次元コード
からご意見を
提出できます

▲区ホームページ

基本構想をつくるためのこれまでの取組

区民や企業・団体の皆さまのご意見をいただきながら、基本構想の策定を進めてきました。

2026.9

2025.4

川の手荒川まつりで
アンケートを実施

一番大切だと思う
政策分野について
投票してもらいました



2025.6

関係団体・
事業者ヒアリング

荒川区を支える団体や
会社に話を聞きました



2025.7

◆区民アンケート
◆子どもアンケート

◆区民3,000人に
政策・施策に対する
意見を聞きました

◆区内の小学5,6年
生と中学2年生に「荒
川区の好きなところ・
改善したいところ」
などを聞きました

2025.8~11

◆若者ワークショップ
◆子どもワークショップ
◆区民ワークショップ

区民が参加して
テーマごとに話し合い、
結果を発表してもらい
ました



2026.1~7

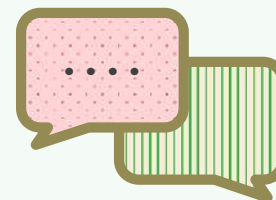
◆基本構想審議会

いただいたご意見を
踏まえて大学の教授
や団体の代表者等で
構成される審議会で
議論し、基本構想の
案をまとめました



◆パブリック・コメント
◆子どもアンケート
◆住民説明会…etc

いよいよ総仕上げ！
皆さんのご意見を
聴かせてください



ゴールに向けて
ラストスパート！

1 将来にわたって「ひと」が育つまち

荒川区の未来を支える「ひと」が育つ、持続可能なまちへ

基本目標の方向性

- ・子どもの権利を尊重し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と、個々の能力と可能性を最大限に引き出す学校教育の充実を図ります。
- ・育った人材が地域社会やまちづくりに主体的に参画していくことができるよう、年齢にかかわらず学び続け、活躍できる環境づくりを進めます。



子育て

地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに育ち、親や養育者が「子育てしたい」と思えるまちの実現

教育

子どもの権利を守り、個性や多様性を認め、すべての子どもが主役となり学ぶことのできる環境の実現

若者

若者が自分らしく、安心して活動・生活していくことのできる環境の実現

生涯学習・スポーツ

世代を問わず、誰もが学習やスポーツを通じて、学び続け、健康でいられる環境の実現

2 みんなが支えあい、生きがいをもって過ごせるまち

年齢や障がいの有無に関係なく、健康で自分らしく、生きがいをもって過ごせるまちへ

基本目標の方向性

- ・高齢化が進む中、きめ細やかな福祉サービスの提供や地域医療の充実を図るとともに、すべての人が孤立することなく、健康で自分らしく暮らせる環境を整備します。
- ・区民・企業・団体が支えあい、行政が支援する、誰もが生きがいをもって過ごせるまちを目指します。



健康

区民の健康を地域全体で支援する、区民が健康で安心して暮らせるまちの実現

高齢

高齢者と高齢者を支える人たちを地域全体で支援する、高齢者が安心して暮らし続けられる支えあいのまちの実現

障がい

障がい者が安心して、生きがいを持って暮らすことのできるまちの実現

地域・福祉

支援が必要な人が様々な地域資源や支援とつながり、地域全体で支えあうことのできるまちの実現

2040年の荒川区の未来をつくっていくための基本目標

3 人情・産業・文化が息づくにぎわいのまち

人情味ある地域コミュニティや町工場・商店街等の「荒川区らしさ」があふれる活気に満ちた魅力あるまちへ

基本目標の方向性

- ・地域コミュニティのさらなる活性化を図ります。
- ・町工場・商店街・繊維街・銭湯などの区独自の地域資源を活かし、産業・観光振興によるにぎわいと交流を創出します。
- ・地域に根差した伝統や文化の保全と継承を図ります。



♥ つながり

地域に主体的に関わり、互いに支えあい、認め合うあたたかい「つながり」に満ちた地域コミュニティが息づくまちの実現

🏭 産業

既存産業の強みを活かしつつ新たな産業が生まれ、地域経済が持続的に発展する「活力ある産業のまち」の実現

🌐 観光・交流

荒川区ならではの魅力が広く認知され、多くの人が訪れ、交流を通じて新たな価値が生まれるま活気あるまちの実現

🎨 文化・芸術

誰もが多様な文化や芸術、歴史、伝統に触れられる、心が潤い豊かな感情が生まれるまちの実現

2040年の荒川区の未来をつくっていくための基本目標

4

安全安心で快適に暮らせるまち

災害に強く、誰もが安全・安心で快適に暮らし続けられる、環境にやさしい持続可能なまちへ

基本目標の方向性

- ・災害に強い都市基盤の整備と地域の安全・安心を確保するための包括的な防災・防犯対策を進めます。
- ・誰もが安全・安心に移動できる空間や良好な住環境の整備を進めます。
- ・地球温暖化対策や資源循環等を進めます。



防災

地域防災力の向上と基盤整備が進み、人々の命と暮らしが守られる災害に強いまちの実現



生活安全

犯罪や交通事故が少なく、誰もが安心して暮らせる安全・安心なまちの実現



都市基盤

交通の利便性が高く、防災性を兼ね備え、景観に調和した安全で快適に暮らせるまちの実現



住環境

様々な人が安心して快適に住み続けられる、身近にみどりを感じられる住環境の実現



環境・資源循環

区民等が地球温暖化対策や資源循環に主体的に取り組む、環境にやさしいまちの実現

電子回覧板・会費徴収のデジタル化を応援！ 「町会・自治会デジタル化推進助成」を追加募集

東京都は、昨年度に引き続き、今年度もデジタル技術を活用して、活動の活性化や効率化に取り組む町会・自治会を支援するため、電子回覧板やQRコード決済等を用いた町会費の徴収に伴う諸費用を助成しています。

このたび、**10月に追加募集することとしましたのでお知らせします。**

デジタル化に取り組み、若い世代などへの関心を高め、加入促進につなげてみませんか？
町会・自治会の皆様の申込をお待ちしています。

電子回覧板

【対象経費】

電子回覧板の利用に伴う

- ①初期（設定）費用
- ②システム利用料

※スマホ等のアプリを用いて、情報の一斉配信や共有ができるもの



会費徴収のデジタル化

【対象経費】

町会費徴収にQRコード決済等を利用するのに必要な

- ①初期（設定）費用
- ②サービス利用料
- ③決済手数料

※スマホでコードを読み込んで、町会費の支払い、
会費徴収サービスを活用したクレジットカード決済など【R 8 新規】



デジタル化を推進した町会・自治会の声

- 電子回覧板の導入で**若い世代に情報が届きやすくなり、新規加入者が増加した！**
 - 電子回覧板でイベント告知を行ったら、**参加者が昨年から倍増した！**
 - QRコード決済導入により、町会費の徴収の際に**現金を用意する手間が省けた！**
- などの声あり。情報の迅速な伝達や運営負担の軽減などに活かされています。

対 象

都内に所在する単一町会・自治会

助成率

助成対象経費の10/10

※最長12か月とし、申請があった年度の4月1日から3月31日まで
(例) 令和7年度に6か月分の利用料の助成を受けている場合
⇒ 令和8年度には6か月分の申請が可能

募集 スケジュール

	申請受付期間	交付決定 予定	事業実施期間
追加募集 第3回	令和8年10月13日（火） ～10月30日（金）	12月上旬	令和8年4月1日（水） ～令和9年3月31日（水）

※今年度は、オンラインでの申請（LoGoフォーム）も受け付けています。

お問合せ

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課
☎ 03-5388-3166
✉ S1161202@section.metro.tokyo.jp

詳細はこちら



申請に係るQ&A

【電子回覧板】

Q：都内で導入事例はあるか。

A：R7年度に都内の町会・自治会で電子回覧板として導入している例として、「いちのいち」（小田急電鉄）や「**LINE公式アカウント**」（LINEヤフー）「**デジ町 町内会 LINE**」（アニバーサリーコンシェル）「**Yumicom**」（ワンベルウッズ）などのサービスがあります。

Q：初期費用として独自アプリ等の開発費やサービス運用のためのパソコン等の機器も助成対象となるか。

A：助成の対象となりません。

初期費用とは、電子回覧板として事業者が提供しているサービスに係る初期導入費用等を指します。

Q：HPのサーバー利用料や運用委託費用もシステム利用料として助成対象となるか。

A：助成の対象となりません。

システム利用料とは、電子回覧板として事業者が提供しているサービスに係る月額利用料等を指します。

【QRコード決済等】

Q：QRコード決済事業者のうち、町会・自治会費が対象となる事業者はどこか。

A：「**PayPay**」や「**楽天PAY**」は町会・自治会費を対象としております。

Q：イベントでの物販等の決済も助成対象となるか。

A：助成の対象となりません。

イベントでも使用いただくことは構いませんが、実績確認時に内訳の提出が必要なので、ご注意ください。

Q：QRコード決済以外の電子マネー等も助成対象となるか。

A：R8年度は、**QRコード決済以外に会費徴収サービスを活用したクレジットカード決済などの決済手法**も対象とします。

賞味期限前の災害用備蓄食品を配布します

都では、災害時に備えて食品を備蓄しております。

災害用備蓄食品については、資源の有効活用の一環として賞味期限の到来前に配布を行っており、今年度は以下のとおり申込みを受け付けます。

なお、配布が決定した災害用備蓄食品であっても、配布前に災害等が発生した場合には、配布を行わないことがありますので、ご了承ください。

1 配布予定の災害用備蓄食品

品目		募集数	一箱当たり 入数	備考
食料	アルファ化米 (個食・五目)	10,400 箱	50 食	・賞味期限：令和9年3月 ・1箱＝1食分×50パック
	アルファ化米 (炊き出し・五目)	1,600 箱	100 食	・賞味期限：令和9年3月 ・1箱＝50食分×2パック
	アルファ化米 (炊き出し・わかめ)	200 箱	100 食	・賞味期限：令和9年3月 ・1箱＝50食分×2パック
	アルファ化米 (白粥)	3,000 箱	50 食	・賞味期限：令和9年3月 ・1箱＝1食分×50パック
	アルファ化米 (白米)	500 箱	50 食	・賞味期限：令和9年3月 ・1箱＝1食分×50パック
	米粉クッキー	7,000 箱	50 食	・賞味期限：令和9年3月 ・1箱＝1食分×50パック

※各品目に申込数の上限を設けていますので、詳細は申込フォームをご確認ください。

2 申込対象者

公益性の高い活動を行う都内の法人・団体

(社会福祉法人、NPO、町会・自治会、学校法人等)

※申込多数の場合、抽選により配布先を決定いたします。

3 申込期間

令和8年9月1日(火曜日)午前9時から同年10月16日(金曜日)午後5時まで

4 申込方法

下記の申込フォームから、必要事項をご入力の上、お申し込みください。

5 その他

配布条件等については、別紙「配布の詳細について」をご参照ください。

配布予定の災害用備蓄食品の仕様については、総務局のホームページに記載いたしますので、必ずご確認の上お申し込みください。

●申込フォーム



<https://ws.formzu.net/dist/S55855594/>

申込フォームの入力方法については以下までお問い合わせください。

事務局：ソフトウェアエンジニアリング(株)
(事務支援受託事業者)

連絡先：03-5467-5183
(平日午前9時から午後5時まで)
event@sec-japan.co.jp

●東京都総務局総合防災部ホームページ



<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/topics/1000019/1030926/1031595.html>

災害用備蓄食品の詳細についてはこちらをご覧ください。

問合せ先

総務局総合防災部防災計画課計画調整担当

直通 03(5388)3767

内線 25-051

配布の詳細について

1 配布条件（以下の全てを満たすことが条件となります）

- （１）申込者が公益性の高い活動を行う都内の法人・団体（社会福祉法人、NPO、町会・自治会、学校法人等）であること
- （２）以下の使用目的に限られること
 - ア 防災意識の啓発等のために実施する災害対策訓練、研修、講演会等で使用する場合
 - イ 自治体や団体が、生活に困窮している者等への寄附物資に使用する場合
 - ウ 教育・文化施設等で飼育・栽培する動植物の飼料及び肥料として使用する場合
 - エ 都の防災対策に関して協定を締結している団体で、防災意識の向上等を目的として使用する場合
 - オ その他、前記アからエに準ずる公益目的で使用する場合
- （３）営利的、宗教的、政治的目的での使用をしないこと
- （４）定められた上限数内で申し込むこと
 - ※申込フォームにてご確認ください。
- （５）転売をしないこと（譲渡先に対しても転売禁止の旨伝えること）
- （６）期限内に活用し、廃棄しないこと
- （７）配布された災害用備蓄食品等（梱包材を含む。）を適正に管理すること
- （８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体等に該当しないこと
- （９）配布条件に違反した際には、一定期間申込不可になることを承諾すること

2 配布方法

配布が決定された法人・団体に、配送の受託事業者から配送します。

3 配布時期

令和８年１２月から令和９年１月頃までの間に順次配送予定です。

※配送の日時等のご希望はお受けすることができませんので、ご了承ください。

4 費用負担

災害用備蓄食品、配送料ともに無料です。

令和8年9月7日

(押 印 省 略)

各町会長・自治会長 殿

荒川区町会連合会会長 鳥飼 秀夫

スマホ初心者講座チラシの回覧について

日頃より、荒川区町会連合会の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、荒川区在住の方を対象に、「スマホ初心者講座」を開催します。

「スマートフォンに替えたけれど、いまひとつ使いこなせない…」という方を対象に、スマートフォンの基本操作から便利なアプリ、自治体のアプリや LINE 公式アカウントの登録方法、さらに AI の活用まで、実際にスマートフォンを操作しながら学べる講座です。

つきましては、別添のチラシを町会・自治会内でご回覧いただき、地域の皆さまへの周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1 日時・場所

2026 年 10 月 21 日(水)	峡田ふれあい館 洋室3
11 月 18 日(水)	町屋ふれあい館 洋室
12 月 16 日(水)	尾久ふれあい館 洋室3
2027 年 1 月 20 日(水)	ひぐらしふれあい館 洋室3
2 月 17 日(水)	南千住駅前ふれあい館 洋室1・2

①午前の部(初心者向け) 10:00～12:00 ②午後の部(中級者向け) 14:00～16:00

2 定員 各回 12 名

3 内容

基本操作・応用操作・便利なアプリの紹介

自治体のアプリや LINE 公式アカウントの登録方法のご紹介

AI を活用した個別相談会(紹介、練習、実践)

講座内容・申込方法に
関するお問合せ

東京ケーブルネットワーク お客様センター
TEL : 0800-123-2600 (10:00 ～ 17:00 日・祝休み)

その他のお問合せ

荒川区町会連合会事務局(荒川区役所 3 階地域つなぐ課内)
TEL : 03-3802-3111 内線 2513



主催:荒川区町会連合会 講師:東京ケーブルネットワーク株式会社

スマホ初心者講座

「スマホに替えたけど使いこなせない」という方にオススメ!

日 時

※講座内容は全日程で共通です。

2026年 10月21日(水) @ 峡田ふれあい館 洋室 3
11月18日(水) @ 町屋ふれあい館 洋室
12月16日(水) @ 尾久ふれあい館 洋室 3
2027年 1月20日(水) @ ひぐらしふれあい館 洋室 3
2月17日(水) @ 南千住駅前ふれあい館 洋室 1・2

①午前の部(初心者向け) 10:00~12:00(途中休憩あり)

お貸出しするスマートフォンを使用いたします。

②午後の部(中級者向け) 14:00~16:00(途中休憩あり)

お客様ご所有のスマートフォンを使用いたします。

各回講座終了後に個別相談会を予定しております。

募集人数

各回12名(定員に達し次第、募集を終了いたします。)

講座内容

基本操作・応用操作・便利なアプリの紹介
自治体のアプリやLINE公式アカウントの登録方法のご紹介
AIを活用した個別相談会(紹介、練習、実践)

対 象 … 荒川区在住の方

参加費用 … 無料

申込方法 … ①FAX: このチラシの裏面に必要事項をご記入のうえ、
東京ケーブルネットワーク(03-3818-8035)宛てにご送信ください。

②WEB: 右記の二次元コードをスマホのカメラで読み取り、
専用フォームからお申込みください

申込期限 … 各開催日の2週間前

※開催日の1週間前を目安に、参加証を発送いたしますので、当日ご持参ください。

※お申込み時点で定員に達していてご参加いただけない場合、お電話もしくはメールにてご連絡いたします。

申込フォーム



講座内容・申込方法に
関するお問合せ

東京ケーブルネットワーク お客様センター
TEL: 0800-123-2600 (10:00~17:00 日・祝休み)

その他のお問合せ

荒川区町会連合会事務局(荒川区役所 3階地域つなぐ課内)
TEL: 03-3802-3111 内線 2513

スマホ初心者講座 申込書 FAX:03-3818-8035

ふりがな	
お名前	
年齢	歳
ご住所	〒
電話番号	— —
町会	※未加入の場合は「なし」とご記載ください
参加希望日・会場	☐ 2026年10月21日(水) 峡田ふれあい館 ☐ 2026年11月18日(水) 町屋ふれあい館 ☐ 2026年12月16日(水) 尾久ふれあい館 ☐ 2027年1月20日(水) ひぐらしふれあい館 ☐ 2027年2月17日(水) 南千住駅前ふれあい館
参加希望回 (どちらか一方)	午前の部 (初心者向け) ・ 午後の部 (中級者向け)
ご利用中の 携帯電話会社	ドコモ ・ au ・ ソフトバンク ・ その他
スマートフォン 使用歴	1年未満 ・ 2年未満 ・ 2年以上

【個人情報の取扱いについて】

本書面によりお客様からお預かりした個人情報は、本講座開催のために利用させていただきます。
 また、お客様の個人情報の開示について、当社窓口へ申し出ることができます。
 なお、お客様が当社に個人情報を提供されるかどうかは、お客様の任意によるものであり、
 必要な項目をいただけない場合、お申込みを受付できない場合があります。

事業者の名称 東京ケーブルネットワーク株式会社
 個人情報保護管理責任者代理人 CATV事業部長(TEL:0800-123-2600)
 個人情報開示等問合せ窓口 お客様センター(TEL:0800-123-2600)

以上、ご同意の上、個人情報をご提供ください。